# 手法編(素案)

# 目次

第1節	応急活動体制の確立	1
第1	風水害時の配備体制	1
1	気象情報等の収集、伝達及び職員配備	1
2	災害警戒本部の設置、運営、廃止	3
3	災害対策本部の設置、運営、廃止	5
第2	地震災害の配備体制	8
1	地震災害情報等の収集、伝達及び職員配備	8
2	災害警戒本部の設置、運営、廃止	10
3	災害対策本部の設置、運営、廃止	12
第3	その他の災害の配備体制	15
1	その他災害に関する収集、伝達及び職員配備	15
2	災害警戒本部の設置、運営、廃止	17
3	災害対策本部の設置、運営、廃止	19
第2節	災害対応に係る調整	22
第1	情報収集・整理・伝達	22
1	通信手段の確保	22
2	災害情報の収集、連絡	24
第2	広報・広聴	26
1	災害広報	26
2	住民からの問合せへの対応	27
第3	緊急輸送	29
1	緊急輸送路の確保及び交通規制	29
2	緊急輸送等の実施	31
第4	応援要請・受援	34
1	応援要請、受援体制の整備、派遣部隊や応援職員の撤収要請	34
2	広域一時滞在	36
第5	災害救助法の適用	38
1	災害救助法の適用申請	38
2	災害救助法による救助の実施、実施状況の記録及び報告	39
第3節	市民の生命を守るための対策	40
第1	避難	40
1	避難行動支援	40
2	警戒区域の設定	42
3	指定避難所の開設	43

4	市町村・県の区域を越えた避難者の受入	. 45
5	帰宅困難者対策	. 46
第2	消火、救急・救助	. 47
1	消火活動	. 47
2	救急・救助活動	. 49
第3	医療救護	. 52
1	医療救護体制の確立	. 52
2	医療救護活動の実施	. 54
第4	風水害応急対策	. 56
1	巡視警戒及び応急措置	. 56
2	危険物等の二次災害の防止	. 58
第5	地震災害応急対策	. 60
1	土砂災害等の拡大防止	. 60
2	建築物等の二次災害の防止	. 62
3	危険物等の二次災害の防止	. 64
第6	雪害応急対策	. 66
1	住民への情報提供	. 66
2	豪雪時における各種対策	. 67
3	道路等の除排雪	. 69
第7	原子力災害応急対策	. 70
1	避難者の受入	. 70
2	屋内退避、避難誘導等の防護活動	. 70
3	情報伝達活動及び風評被害対策	. 72
4	飲料水、飲食物の摂取制限等	. 74
第4節	市民の生活を守るための対策	. 75
第1	避難生活支援	. 75
1	避難所の管理運営	. 75
2	被災動物救護対策	. 77
第2	飲料水・食料・生活必需品の供給	. 78
1	飲料水供給対策	. 78
2	食料供給対策	. 80
3	生活必需物資供給対策	. 83
第3	行方不明者等の捜索及び死体の火葬	. 85
1	行方不明者及び死体の捜索	. 85
2	死体の処理	. 87
3	死体の火葬	. 89
第4	ライフラインの応急復旧	. 91
1	上水道施設応急対策	. 91

2	下水道施設応急対策	93
3	電力・通信・鉄道等施設応急対策	95
第5	要配慮者支援	96
1	避難所等における要配慮者支援	96
2	福祉避難所等の開設、運営	98
第6	防疫対策	100
1	防疫活動	100
2	避難所の防疫指導等	102
第5節	早期復旧に向けた対策	103
第1	住宅の確保	103
1	応急仮設住宅の供与	103
2	被災住宅の応急修理	107
第2	障害物等の除去	108
1	住宅に運び込まれた障害物の除去	108
2	道路等関係障害物の除去	109
3	除雪活動	111
4	降灰除去等	112
第3	災害廃棄物処理	113
1	し尿、避難所ごみ、生活ごみの処理	113
2	災害廃棄物の処理、処分	116
3	損壊家屋等の撤去・解体	118
第4	災害ボランティア支援	120
1	災害ボランティアセンターの設置	120
2	災害ボランティアセンターの運営	122
第5	義援金品の募集、配分	124
1	義援金の募集、受付及び配分	124
2	支援物資の募集、受付及び配分	126
第6	応急教育	128
1	人的被害の把握	128
2	施設の応急措置	129
3	学校教育等の再開に向けた対策	131
4	文化財の応急対策	133
第6節	被災者の生活再建支援	134
第1	罹災証明書の発行	134
第2	生活資金等の支給、貸付	136
第3	税の減免	137
第4	住宅再建支援	138
第5	労働力確保対策	139

第6	日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知	140
第7節	企業等の再建支援	141
第1	農林業の再建支援	141
第2	商工業の再建支援	142
第8節	公共施設の災害復旧	143
第1	災害復旧に係る財政援助	143
第2	公共施設の復旧事業の推進	145
第3	災害復興	146

# 第1節 応急活動体制の確立

# 第1 風水害時の配備体制

### 1 気象情報等の収集、伝達及び職員配備

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 気	象や水位等の情報を収集する				
1 - 1	防災関係機関(甲府地方気象台、県防	防災危機管理課	発災前	県、気象	
	災危機管理課等) から発表伝達される		~	台	
	情報を受信する				
1-2	テレビ、インターネット、県総合河川	防災危機管理課	発災前		
	情報システム、河川監視カメラ等の情		$\sim$		
	報をモニタリングする				
1-3	注意報(大雨、洪水、大雪、風雪)が発	防災危機管理課	発災前		
	表されたときは、注意報等配備体制を		~		
	確立(勤務時間外は自宅待機)し、推移				
0 ###	を見守る				
	最等配備体制を確立する T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	to L. 112 day 1312 data com more			
2-1	警報(大雨、洪水、大雪、暴(風)雪)が	防災危機管理課	発災前		
	発表されたとき、又は 土砂キキクル		$\sim$		
	により2時間後に「警戒(赤色)」が				
	予測されるときは、警報等配備体制を 確立する				
2-2	配備職員(総務課、政策課、企画課、財	   防災危機管理課	発災前		
	政課、農林土木課、土木課、各支所、指	97 9C/1010X E 2±10X	~		
	定避難所等管理職員、行政バス運転職				
	員)に職員参集メール、グループウェ				
	ア、電話等により動員を伝達する				
2-3	配備職員の動員状況を把握する	防災危機管理課	発災前		
			~		
3 情幸	<b>B</b> 収集・整理・伝達を行う				
3-1	テレビ、インターネット、県総合河川	防災危機管理課	発災前		
	情報システム、河川監視カメラ等の情		~		
	報をモニタリングする				

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3-2	重要水防箇所等を巡視点検し、水位や	農林土木課	発災前		
	周辺の異常現象を把握する	土木課	~		
		各支所			
3-3	異常があるときは、防災危機管理課に	農林土木課	発災前		
	報告する	土木課	~		
		各支所			
3-4	災害が発生するおそれがある異常な現	防災危機管理課	発災前	笛吹警察	
	象を発見した旨の通報を受けたとき	総務課	~	署	
	は、直ちに各部、県、甲府地方気象台等	政策課			
	の関係機関に伝達する	企画課			
3-5	異常な現象は、市防災行政無線、Lア	防災危機管理課	発災前		
	ラート、ホームページ、メール配信、広	総務課	~		
	報車等を利用して、対象地域となる住	政策課			
	民に対してその危険性を周知徹底する	企画課			
3-6	収集した情報を記録・整理する	防災危機管理課	発災前		
		総務課	~		
		政策課			
		企画課			
3-7	天候や状況が悪化することが見込まれ	防災危機管理課	発災前		
	るときは、指定避難所等管理職員、行		~		
	政バス運転職員に災害警戒本部体制移				
	行への準備を伝達する				
4 警幸	- 服等配備体制を解除する				
4-1	総務部長と協議を行い、配備体制の解	防災危機管理課	発災前		
	除又は災害警戒本部への移行を検討す		~		
	る				
4-2	警報等配備体制の解除を決定したとき	防災危機管理課	発災前		
	は、その旨を職員参集メール、グルー		~		
	プウェア、電話等により配備職員に伝				
	達する				
警報・注	意報発表基準				

### 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	<b>  警戒本部体制を確立する</b>	I	Ī	I	
1 - 1	災害対策本部体制配備基準に相当する	統括班	発災前		
	情報を覚知したときは、総務部長に連 絡する		~		
1-2	総務部長の決定を受け、災害警戒本部	統括班	発災前		
	体制を確立する		~		
1-3	各部長に職員参集メール、グループウ	統括班	発災前		
	ェア、電話等により動員を伝達する		~		
1-4	各部長の判断により、必要な職員(1課	全ての班	発災前		
	3名程度)の動員を伝達する		~		
1 - 5	所定の参集場所に参集し、参集状況を	全ての班	発災前		
	統括局統括班に報告する		~		
1-6	職員参集状況をとりまとめ、本部長に	統括班	発災前		
	報告する		~		
2 災害	<b>『警戒本部を設置する</b>				
2-1	本部長 (総務部長) の決定を受け、本館	統括班	発災前		
	3 階 301 会議室に災害警戒本部を設置		~		
	する				
2-2	災害警戒本部運営に必要な書類・資機	統括班	発災前		
	材等を準備する		~		
2-3	災害警戒本部設置について、市職員、	統括班	発災前		
	県防災危機管理課、防災関係機関等に		~		
	連絡する				
2-4	災害警戒本部設置について、市ホーム	統括班	発災前		
	ページ、Lアラート等により住民に広		~		
	報する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 災害	<b>『警戒本部を運営する</b>				
3-1	雨量や河川水位等の状況、被害発生情	統括班	発災前		
	報等を逐次把握し、市本部に報告する		~		
3-2	本部長 (総務部長) の判断を受け、災害	統括班	発災前		
	警戒本部会議の開催準備を行う		~		
3-3	災害警戒本部会議を開催し、当面の市	統括班	発災前		
	の対応方針を決定する		~		
3-4	当面の市の対応方針を市職員、県防災	統括班	発災前		
	危機管理課、防災関係機関等に報告す		~		
	3	John lett volva	TV. /// A4		
3-5	当面の市の対応方針について、市ホー	統括班	発災前		
	ムページ、Lアラート等により住民に 広報する		$\sim$		
4 災害	<b>『警戒本部を閉鎖する</b>				
4-1	適宜、雨量や河川水位等を県総合河川	統括班	発災前	県、気象	
	情報システム等でモニタリングする		~	台	
4-2	災害警戒本部会議を開催し、市長と協	統括班	発災前		
	議の上、災害対策本部への移行又は災		~		
	害警戒本部の閉鎖を決定する				
4-3	災害警戒本部の閉鎖について、県防災	統括班	発災前		
	危機管理課、防災関係機関等に連絡する		$\sim$		
4-4	災害警戒本部閉鎖について、市ホーム	統括班	発災前		
	ページ、Lアラート等により住民に広		~		
	報する				
4-5	災害対策本部体制への移行又は災害警	統括班	発災前		
	戒本部体制の解除について、職員参集		~		
	メール、グループウェア、電話等によ				
	り動員職員に伝達する				

### 3 災害対策本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	<b>宇対策本部体制を確立する</b>				
1-1	災害対策本部体制配備基準に相当する 情報を覚知したときは、市長に連絡す	統括班	直後~		
1-2	る 市長の決定を受け、災害対策本部体制 を確立する	統括班	直後~		
1-3	全職員に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	直後~		
1-4	所定の参集場所に参集し、参集状況を 統括局統括班に報告する	全ての班	直後~		
1-5	職員参集状況をとりまとめ、本部長に 報告する	統括班	直後~		
2 災害	-   		1		
2-1	本部長(市長)の決定を受け、本館3階 301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	直後~		
2-2	本庁舎が被災したときは、御坂支所、 八代支所、一宮支所の順に本部代替設 置場所を検討し、設置する	統括班	直後~		
2-3	災害対策本部及び統括局統括班の運営 に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	直後~		
2-4	災害対策本部設置について、市職員、 県防災危機管理課、防災関係機関等に 連絡する	統括班	直後~		
2-5	災害対策本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 災害	<b>手対策本部を運営する</b>				
3-1	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	直後~		
3-2	本部長の判断を受け、災害対策本部会 議(本部員会議又は緊急対策会議)の 開催準備を行う	統括班	直後~		
3-3	災害対策本部会議(本部員会議又は緊急対策会議)を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	直後~		
3-4	特定の地域に被害が集中し、局地的な 対応が必要なときは、現地災害対策本 部を設置する	統括班	直後~		
3-5	当面の市の対応方針を市職員、県防災 危機管理課、防災関係機関等に報告す る	統括班	直後~		
3-6	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Lアラート等により住民に 広報する	統括班	直後~		
4 災害	<b>手対策本部を閉鎖する</b>				
4-1	適宜、雨量や河川水位等を県総合河川 情報システムでモニタリングする	統括班	24 時間	県、気象 台	
4-2	災害の復旧状況や終息状況等を逐次把 握し、市本部に報告する	統括班	24 時間 ~		
4-3	災害対策本部会議を開催し、災害対策 本部の閉鎖を決定する	統括班	24 時間 ~		
4-4	災害対策本部の閉鎖について、県防災 危機管理課、防災関係機関等に連絡す る	統括班	24 時間 ~		
4-5	災害対策本部閉鎖について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	24 時間		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-6	災害対策本部体制の解除又は災害警戒	統括班	24 時間		
	本部等への移行が決定されたときは、		~		
	職員参集メール、グループウェア、電				
	話等により動員職員に伝達する				

### 第2 地震災害の配備体制

### 1 地震災害情報等の収集、伝達及び職員配備

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 警幸	1 警報等配備体制を確立する							
1-1	地震による揺れを感知したときは、市 の震度情報をテレビ、ラジオ、インタ ーネット等で確認する	防災危機管理課	直後 ~					
1-2	市域の震度が4のときは、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する(勤務時間外は、自動参集)	防災危機管理課	直後 ~					
1-3	配備職員の動員状況を把握する	防災危機管理課	直後 ~					
2 情幸	<b>B</b> 収集・整理・伝達を行う							
2-1	テレビ、インターネット、県総合河川 情報システム等の情報をモニタリング する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ~					
2-2	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市 の災害発生状況等について確認する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ~					
2-3	必要に応じて、所管施設を点検し、異 常の有無等を把握する	農林土木課 土木課 各支所	直後~					
2-4	所管施設に異常があるときは、防災危 機管理課に報告する	農林土木課 土木課 各支所	直後 ~					
2-5	収集した情報を記録・整理する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ~					
3 警幸	展等配備体制を解除する 							
3-1	総務部長と協議を行い、配備体制の解除又は災害警戒本部への移行を検討する	防災危機管理課	直後 ~					

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	警報等配備体制の解除を決定したときは、その旨を職員参集メール、グループウェア、電話等により配備職員に伝	防災危機管理課	直後 ~		
南海トラ	達する フ地震臨時情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

### 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 災害	1 災害警戒本部体制を確立する							
1 - 1	地震による激しい揺れを感知したとき	統括班	直後~					
	は、市の震度情報をテレビ、ラジオ、イ							
	ンターネット等で確認する							
1 - 2	市域の震度が5弱又は5強のときは、	統括班	直後~					
	自動的に災害警戒本部体制を確立する							
1-3	市域の震度が5弱未満でも南海トラフ	統括班	直後~					
	地震臨時情報(巨大地震注意)の発表							
	や総務部長の判断を受け、災害警戒本							
	部体制を確立するときは、各部長に職員参集メール、グループウェア、電話							
	貝の果メール、クルーノリェノ、 电的     等により動員を伝達する							
1-4	各部長の判断により、必要な職員(1課	全ての班	直後					
	3名程度)の動員を伝達する	7. (1)	~					
1 - 5	所定の参集場所に参集し、参集状況を	全ての班	直後~					
	統括局統括班に報告する(勤務時間外							
	は、参集途上の被害概況を把握し、併							
	せて報告する)							
1-6	職員参集状況をとりまとめ、本部長に	統括班	直後~					
	報告する							
2 災害	<b>  警戒本部を設置する</b> 		1					
2-1	本部長(総務部長)の決定を受け、本館	統括班	直後					
	3 階 301 会議室に災害警戒本部を設置		~					
	する							
2-2	災害警戒本部運営に必要な書類・資機	統括班	直後					
	材等を準備する 		$\sim$					
2-3	   災害警戒本部設置について、市職員、	統括班	直後					
	県防災危機管理課、防災関係機関等に	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	~					
	連絡する							
L	i / -	1	1	1	l			

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-4	災害警戒本部設置について、市ホーム	統括班	直後		
	ページ、Lアラート等により住民に広		$\sim$		
3 災得	報する    野戒本部を運営する				
3-1	音音成本部を連召する     所管する施設又は施設周辺の被害概況	全ての班	直後		
3-1	が信する施設文は施設局辺の被害概况 を調査し、異常の有無を市本部に報告 する	至しの班			
3-2	本部長 (総務部長) の判断を受け、災害 警戒本部会議の開催準備を行う	統括班	直後~		
3-3	災害警戒本部会議を開催し、当面の市 の対応方針を決定する	統括班	直後~		
3-4	当面の市の対応方針を市職員、県防災 危機管理課、防災関係機関等に報告す る	統括班	直後~		
3-5	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Lアラート等により住民に 広報する	統括班	直後~		
4 災害	-   喜野戒本部を閉鎖する				
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市 の災害発生状況等について確認する	統括班	直後~	県、隣接	
4-2	災害警戒本部会議を開催し、市長と協 議の上、災害対策本部への移行又は災 害警戒本部の閉鎖を決定する	統括班	直後~		
4-3	災害警戒本部の閉鎖について、県防災 危機管理課、防災関係機関等に連絡す る	統括班	直後~		
4-4	災害警戒本部閉鎖について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後 ~		
4-5	災害対策本部体制への移行又は災害警戒本部体制の解除について、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	直後 ~		

### 3 災害対策本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	- 害対策本部体制を確立する				
1 - 1	地震による激しい揺れを感知したとき	統括班	直後~		
	は、市の震度情報をテレビ、ラジオ、イ				
	ンターネット等で確認する				
1 - 2	市域の震度が6弱以上のときは、自動	統括班	直後~		
	的に災害対策本部体制を確立する				
1-3	   市域の震度が 6 弱未満でも南海トラフ	統括班	直後~		
	地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表	W 61 H 67 T			
	や市長の判断を受け、災害対策本部体				
	制を確立するときは、全職員に職員参				
	集メール、グループウェア、電話等に				
	より動員を伝達する				
1-4	所定の参集場所に参集し、参集状況を	全ての班	直後~		
	統括局統括班に報告する(勤務時間外				
	は、参集途上の被害概況を把握し、併				
	せて報告する)				
1 - 5	職員参集状況をとりまとめ、本部長(市	統括班	直後~		
	長)に報告する				
0 ((()	당시생 수선 수 SU FB 그 구				
	写対策本部を設置する	(+ LT + I+	-t-///		
2-1	本部長(市長)の決定を受け、本館3階 301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	直後~		
	301 云巌主に火吉刈泉平部を放直りる  				
2-2	本庁舎が被災したときは、御坂支所、	統括班	直後~		
	八代支所、一宮支所の順に本部代替設				
	置場所を検討し、設置する				
2-3	災害対策本部及び統括局統括班の運営	統括班	直後~		
	に必要な書類・資機材等を準備する				
2-4	災害対策本部設置について、市職員、	統括班	直後~		
	県防災危機管理課、防災関係機関等に				
	連絡する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-5	災害対策本部設置について、市ホーム ページ、Lアラート等により住民に広 報する	統括班	直後~	四件等	
3 災害	<b>手対策本部を運営する</b>				
3-1	被害情報や対応状況、事態の進展等を 逐次把握し、市本部に報告する	統括班	直後~		
3-2	本部長の判断を受け、災害対策本部会 議(本部員会議又は緊急対策会議)の 開催準備を行う	統括班	直後~		
3-3	災害対策本部会議(本部員会議又は緊急対策会議)を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	直後~		
3-4	特定の地域に被害が集中し、局地的な 対応が必要なときは、現地災害対策本 部を設置する	統括班	直後~		
3-5	当面の市の対応方針を市職員、県防災 危機管理課、防災関係機関等に報告す る	統括班	直後~		
3-6	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後~		
4 災害	・ 手対策本部を閉鎖する		-		
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市 の災害発生状況等について確認する	統括班	24 時間 ~	県、隣接	
4-2	災害の復旧状況や終息状況等を逐次把 握し、市本部に報告する	統括班	24 時間		
4-3	災害対策本部会議を開催し、災害対策 本部の閉鎖を決定する	統括班	24 時間 ~		
4-4	災害対策本部の閉鎖について、県防災 危機管理課、防災関係機関等に連絡す る	統括班	24 時間 ~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-5	災害対策本部閉鎖について、市ホーム	統括班	24 時間		
	ページ、Lアラート等により住民に広		$\sim$		
	報する				
4-6	災害対策本部体制の解除又は災害警戒	統括班	24 時間		
	本部等への移行が決定されたときは、		$\sim$		
	職員参集メール、グループウェア、電				
	話等により動員職員に伝達する				

## 第3 その他の災害の配備体制

### 1 その他災害に関する収集、伝達及び職員配備

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 警幸	<b>最等配備体制を確立する</b>				
1 - 1	防災関係機関(甲府地方気象台、県防	防災危機管理課	発災前	県、気象	
	災危機管理課等) から発表伝達される		~	台	
	情報を受信する				
1-2	テレビ、インターネット、県総合河川	防災危機管理課	発災前		
	情報システム、河川監視カメラ等の情		$\sim$		
	報をモニタリングする				
1-3	警報等配備体制配備基準に相当する情	防災危機管理課	発災前		
	報を覚知したときは、警報等配備体制		~		
	を決定する				
1-4	配備職員(総務課、政策課、企画課、農	防災危機管理課	発災前		
	林土木課、土木課、各支所、指定避難所		~		
	等管理職員、行政バス運転職員)に職				
	員参集メール、グループウェア、電話				
	等により動員を伝達する				
1 - 5	配備職員の動員状況を把握する	防災危機管理課	発災前		
			~		
2 情幸	<b>B</b> 収集・整理・伝達を行う	to L. 112 ha 111 hala and otro		<u> </u>	
2-1	テレビ、インターネット、県総合河川	防災危機管理課 総務課	直後		
	情報システム等の情報をモニタリング	政策課	~		
	する	企画課			
2-2	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市	防災危機管理課 総務課	直後		
	の災害発生状況等について確認する	政策課	~		
		企画課			
2-3	必要に応じて、所管施設を点検し、異	農林土木課	直後		
	常の有無等を把握する	土木課	$\sim$		
		各支所			
2-4	所管施設に異常があるときは、防災危	農林土木課	直後		
	機管理課に報告する	土木課	~		
		各支所			

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	収集した情報を記録・整理する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後~		
3 警報	B等配備体制を解除する	-14/1			
3-1	総務部長と協議を行い、配備体制の解	防災危機管理課	発災前		
	除又は災害警戒本部への移行を検討す		~		
	3				
3-2	警報等配備体制の解除を決定したとき	防災危機管理課	発災前		
	は、その旨を職員参集メール、グルー		~		
	プウェア、電話等により配備職員に伝				
	達する				

### 2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	<b>  警戒本部体制を確立する</b>	I	Ī	I	
1 – 1	災害対策本部体制配備基準に相当する	統括班	発災前		
	情報を覚知したときは、総務部長に連 絡する		~		
1-2	総務部長の決定を受け、災害警戒本部	統括班	発災前		
	体制を確立する		~		
1-3	各部長に職員参集メール、グループウ	統括班	発災前		
	ェア、電話等により動員を伝達する		~		
1-4	各部長の判断により、必要な職員(1課	全ての班	発災前		
	3名程度)の動員を伝達する		~		
1 - 5	所定の参集場所に参集し、参集状況を	全ての班	発災前		
	統括局統括班に報告する		~		
1-6	職員参集状況をとりまとめ、本部長に	統括班	発災前		
	報告する		~		
2 災害					
2-1	本部長(総務部長)の決定を受け、本館	統括班	発災前		
	3 階 301 会議室に災害対策本部を設置		~		
	する				
2-2	災害警戒本部運営に必要な書類・資機	統括班	発災前		
	材等を準備する		~		
2-3	災害警戒本部設置について、市職員、	統括班	発災前		
	県防災危機管理課、防災関係機関等に		~		
	連絡する				
2-4	災害警戒本部設置について、市ホーム	統括班	発災前		
	ページ、Lアラート等により住民に広		$\sim$		
	報する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
3 災害警戒本部を運営する									
3-1	所管する施設又は施設周辺の被害概況	全ての班	発災前						
	を調査し、異常の有無を市本部に報告		~						
	する								
3-2	本部長 (総務部長) の判断を受け、災害	統括班	発災前						
	警戒本部会議の開催準備を行う		~						
3-3	災害警戒本部会議を開催し、当面の市	統括班	発災前						
	の対応方針を決定する		~						
3-4	当面の市の対応方針を市職員、県防災	統括班	発災前						
	危機管理課、防災関係機関等に報告す		~						
	3	Late let also	=V. /// >4-						
3-5	当面の市の対応方針について、市ホー	統括班	発災前						
	ムページ、Lアラート等により住民に 広報する		$\sim$						
4 災急									
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市	統括班	発災前	県、隣接					
	の災害発生状況等について確認する	7727	~	市					
4-2	災害警戒本部会議を開催し、市長と協	統括班	発災前						
	議の上、災害対策本部への移行又は災		~						
	害警戒本部の閉鎖を決定する								
4-3	災害警戒本部の閉鎖について、県防災	統括班	発災前						
	危機管理課、防災関係機関等に連絡す		~						
	3	/	76 111 24						
4-4	災害警戒本部閉鎖について、市ホーム	統括班	発災前						
	ページ、Lアラート等により住民に広 報する		~						
4-5	災害対策本部体制への移行又は災害警	統括班	発災前						
	戒本部体制の解除について、職員参集	112 to 11 to 27	元 ~						
	メール、グループウェア、電話等によ								
	り動員職員に伝達する								

### 3 災害対策本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	<b>『対策本部体制を確立する</b>			l l	
1 - 1	災害対策本部体制配備基準に相当する	統括班	直後~		
	情報を覚知したときは、市長に連絡する				
1-2	市長の決定を受け、災害対策本部体制を確立する	統括班	直後~		
1-3	全職員に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	直後~		
1-4	所定の参集場所に参集し、参集状況を 統括局統括班に報告する	全ての班	直後~		
1-5	職員参集状況をとりまとめ、本部長に 報告する	統括班	直後~		
2 災害	<b>手対策本部を設置する</b>				
2-1	本部長(市長)の決定を受け、本館3階 301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	直後~		
2-2	本庁舎が被災したときは、御坂支所、 八代支所、一宮支所の順に本部代替設 置場所を検討し、設置する	統括班	直後~		
2-3	災害対策本部及び統括局統括班の運営 に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	直後~		
2-4	災害対策本部設置について、市職員、 県防災危機管理課、防災関係機関等に 連絡する	統括班	直後~		
2-5	災害対策本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後~		

- Litt	alle (IV. IV. alle	I make	m I. Him	協働する	I-la-me
手順 	実施内容 	担当	時期	団体等	摘要
3 災害	<b>喜対策本部を運営する</b>		_		
3-1	被害情報や対応状況、事態の進展等を	統括班	直後~		
	逐次把握し、市本部に報告する				
3-2	本部長の判断を受け、災害対策本部会	統括班	直後~		
	議(本部員会議又は緊急対策会議)の				
	開催準備を行う				
3-3	災害対策本部会議(本部員会議又は緊	統括班	直後~		
	急対策会議)を開催し、当面の市の対				
	応方針を決定する	/			
3-4	特定の地域に被害が集中し、局地的な	統括班	直後~		
	対応が必要なときは、現地災害対策本 部を設置する				
3-5	当面の市の対応方針を市職員、県防災	 統括班	直後~		
	危機管理課、防災関係機関等に報告す	W0111-9T	臣区		
	3				
3-6	当面の市の対応方針について、市ホー	統括班	直後~		
	ムページ、Lアラート等により住民に				
	広報する				
4 災害	<b>宇対策本部を閉鎖する</b>				
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市	統括班	24 時間	県、隣接	
	の災害発生状況等について確認する		~	市	
4-2	災害の復旧状況や終息状況等を逐次把	統括班	24 時間		
	握し、市本部に報告する 		$\sim$		
4 0	((生料学末如今達た明度) (()・()・()・()・()・()・()・()・()・()・()・()・()・	公任 IT	0.4 114 119		
4-3	災害対策本部会議を開催し、災害対策     本部の閉鎖を決定する	統括班	24 時間		
	イナHDV2101994で10人にりる				
4-4	 	 統括班	24 時間		
	危機管理課、防災関係機関等に連絡す	n = 4 t-4 (Name	$\sim$		
	8				
4-5	災害対策本部閉鎖について、市ホーム	統括班	24 時間		
	ページ、防災行政無線、Lアラート等		~		
	により住民に広報する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-6	災害対策本部体制の解除又は災害警戒	統括班	24 時間		
	本部等への移行が決定されたときは、		$\sim$		
	職員参集メール、グループウェア、電				
	話等により動員職員に伝達する				

# 第2節 災害対応に係る調整

# 第1 情報収集·整理·伝達

### 1 通信手段の確保

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 電話	話等の通信機能を確保する				
1-1	電話(固定、携帯)、FAX、インター ネット等の通信機器の被害状況を把握 し、通信回線の疎通を確認する	資源管理班	直後~		
1-2	災害時優先電話の切換えを行い、各班 に周知する	資源管理班	直後~		
1-3	必要に応じて、設備会社へ連絡し、施 設設備の復旧を行う	資源管理班	直後~		
2 無総	泉の通信機能を確保する				
2-1	県防災行政無線、市防災行政無線(固定系・移動系)の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	統括班	直後~		
2-2	必要に応じて、設備会社へ連絡し、施 設設備の復旧を行う	統括班	直後~		
3 電話	・ 話及び防災行政無線通信不能時の代替通信	言手段を確保す	- る		
3-1	必要に応じて、衛星電話等の活用や伝 令の派遣等により通信を行う	統括班	直後~		
3-2	必要に応じて、県に対して、放送機関 の放送要請を依頼する(緊急時で県を 通じる暇がないときは、直接、放送機 関に放送の要請を行う)	統括班	直後~		
3-3	必要に応じて、アマチュア無線や移動 電源車の貸与制度を活用する	統括班	直後~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	必要に応じて、関東地方非常通信協議 会に加入する機関(消防、警察、鉄道会 社、放送機関等を含む)の無線を利用 する	統括班	直後~		

### 2 災害情報の収集、連絡

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被割	宇情報を収集する				
1-1	防災関係機関と連絡調整し、ライフラ インの被害概況を確認する	統括班	直後~		
1-2	必要に応じて、県と連携して、ドローン等を活用した被災住家等の概況把握 を行う	統括班	直後~		
1-3	消防団、自主防災組織、市議会、笛吹警察署、県等の関係機関と連絡を密にし、 必要な情報を収集する	情報班	直後~	消防団、自主 防災組織、市 議会、笛吹警 察署、峡東地 域県民セン ター	
2 被割	<b>害状況を調査する</b>				
2-1	所管する施設又は施設周辺の被害概況 (人的被害、建築物被害、火災・土砂災 害等発生状況等)を調査し、被害の有 無、被害概要等を把握する	施設を所管する各班**	直後~		
2-2	必要に応じて、市本部に不足する調査 員や専門的な技術を要する調査員等の 応援を要請する	施設を所管する各班**	直後~		
2-3	必要に応じて、応援協定締結団体等に 対して、被害調査の協力を求める	施設を所管する各班**	直後~		
2-4	所管する施設又は施設周辺の被害概況 を整理する	施設を所管する各班**	直後~		
2-5	被害概況等を市本部に報告する	各部統括班	直後~		
3 被割	<b>宇情報を整理する</b>				
3-1	各班が取りまとめた被災情報を集約する	情報班	直後~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	各班や防災関係機関等の情報を一元化 し、重要度や緊急度等を整理する	情報班	直後~		
3-3	分類・整理した情報を各班と共有する	情報班	直後~		
4 県及	ひ消防庁に被害情報を報告する				
4-1	県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」や「災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に報告が必要な情報を整理する 県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県に報告が必要な情報を報告する	情報班	直後~		
4-3	「火災・災害等即報要領」の直接即報 基準に該当する火災や災害が発生した ときは、消防庁に対しても報告する	情報班	直後~		
火災・災害等即報要領 <b>国場が国</b>		災害報告取扱	要領		

### ※施設を所管する班

資源管理班:本庁舎情報班:各支所環境班:環境衛生施設農政班:農林業施設土木班:公共土木・都市施設住宅班:公営住宅水道班:水道施設下水道班:下水道施設

福祉班、保育班:社会福祉施設 救護班:医療施設

学校教育班:学校教育施設 生涯学習班:社会教育施設

# 第2 広報・広聴

### 1 災害広報

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 広幸	- 最活動実施体制を確立する				
1 - 1	被害状況や応急対策状況等を把握し、	情報班	直後~		
	時期区分に応じて、広報すべき内容を				
	検討する				
1 - 2	必要と考えられる広報の文例を準備す	情報班	直後~		
	3				
1 0	ナナ切のふみとでルッムドーナ却占力	k幸 共口 アドア	古公		
1-3	市本部の承認を受けるなど、広報内容を決定する	情報班	直後~		
	で伝送する				
1-4		情報班	直後~		
	要配慮者に配慮した広報活動の役割分	福祉班			
	担を行うなど、広報活動実施体制を確				
	立する				
1 - 5	必要に応じて、広報活動に係る人材、	情報班	直後~		
	資機材(拡声器付車両等)を確保する				
2 災害	<b>『広報活動を実施する</b>				
2-1	消防団、その他関係機関・事業所・団体	統括班	直後~	消防団	
	等と連携・協力し、広報活動を実施す	情報班			
	3	/ da lorr odea			
2-2	必要に応じて、県にラジオ、テレビ局	統括班	直後~		
	に対する緊急放送又はその他の応援広 報を要請する	情報班			
2-3	本部長、報道機関等と調整し、市役所	情報班	直後~		
	本館にプレスセンターを設置し、定期	I日 +以-ゲム			
	的に共同記者会見を行い、市の対応状				
	況等について広報する				
2-4	広報の実施状況を記録、集約し、市本	情報班	直後~		
	部に報告する				

### 2 住民からの問合せへの対応

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災	· 炎者相談窓口を設置する				
1 - 1	市役所本館に電話問合せに対応する電	財政班	直後~		
	話窓口 (コールセンター) 専用スペー				
	スを確保する				
1-2	必要に応じて、市役所市民窓口館に被	住民班	直後~		
	災者相談窓口専用スペースを確保する				
1-3	相談窓口業務に必要な専用電話回線や	資源管理班	直後~		
	PC端末等の物品を準備する				
1-4	各班から1名程度の相談窓口担当職員	資源管理班	直後~		
	の動員を依頼する	住民班			
1-5	相談窓口担当職員を配置し、市本部に	住民班	直後~		
	被災者相談窓口の設置を報告する				
1-6	被災者相談窓口の設置について、住民	情報班	直後~		
	に広報する				
2 被災	と 後者相談窓口を運営する				
2-1	相談窓口担当職員が聴取した相談記録	住民班	24 時間		
	を整理する		~		
2-2	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情	<b>企品</b>	24 時間		
2-2	必要に応じて、相談・庶芸・古情等の情報を市本部及び関係機関へ伝達し、迅	住民班	24 時间		
	速な処理を依頼する				
2-3	相談件数が多い案件について、回答文	住民班	24 時間		
	例や関連文書を作成する		$\sim$		
2-4	回答文例や関連文書を相談窓口担当職	住民班	24 時間		
	員に配布する		~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	被災者の安否について住民等から照会	住民班	24 時間		
	があったときは、被災者等の権利利益		~		
	に配慮しつつ、安否情報を回答する				
3 被災	役者相談窓口を縮小・閉鎖する				
3-1	復旧・復興状況等を勘案して、被災者	財政班	1週間		
	相談窓口の縮小・閉鎖を検討する	情報班	~		
		住民班			
3-2	本部の決定を受け、被災者相談窓口を	財政班	1 週間		
	縮小・閉鎖し、後片付けを実施する	情報班	~		
		住民班			
3-3	被災者相談窓口の縮小・閉鎖について、	情報班	1 週間		
	住民に広報する		~		
3-4	被災者相談窓口の縮小・閉鎖について、	財政班	1週間		
	市本部に報告する		~		

## 第3 緊急輸送

### 1 緊急輸送路の確保及び交通規制

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 道路	各の通行状況等について、関係機関と連絡	S調整する	T	I	
1 - 1	市管理道路の被害状況や通行状況を把	土木班	直後~		
	握する				
				田本河川田	
1 - 2	関係機関と連絡調整し、連絡担当者を	土木班	直後~	甲府河川国 道事務所、峡	
	相互に決めるとともに、道路状況につ			東建設事務 所、NEXCO中	
	いて情報交換する			日本	
1-3	笛吹警察署と連絡調整し、交通規制区	土木班	直後~	笛吹警察	
	域区間を確認し、迂回路等について他			署	
	の道路管理者と調整する				
2 緊急	急輸送道路を確保する				
2-1	県の緊急輸送道路指定状況、市の避難	土木班	直後~		
	所開設状況等を把握する				
2-2	緊急輸送に必要な路線を選定、優先順	土木班	直後~		
	位を決定し、市本部に報告する				
2-3	優先順位を決定の上、市管理道路の道	土木班	直後~	市内建設	
	路障害物の除去、立ち往生車両や放置			業者	
	車両の移動、応急補修等の啓開作業を				
6 1	行う		士///		
2-4	作業員が不足する場合は、市本部を通	土木班	直後~	応援協定	
	じて、協定締結団体に協力を依頼する			締結団体	
2-5	取与齢光のために 症に 子で ゆに へい	- <b>-</b> - <b>-</b> - <b>-</b> - <b>-</b> - <b>--</b>	古丝。		
2-5	緊急輸送のために確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、	土木班	直後~		
	<ul><li>に、一般単画の通行を規制するよう、</li><li>県公安委員会に依頼する</li></ul>				
つ 目目 <i>は</i>					
	系機関と連携して、交通規制を実施する 大窓型送りにおける 京洋担制 世界 やぶ	[	本公		
3-1	市管理道路における交通規制措置や迂	土木班	直後~		
	回ルート等の案内看板を製作し、主要				
	地点に設置する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	市管理道路における交通規制区域、迂	土木班	直後~		
	回ルート、運転者の取るべき措置等に				
	ついて整理する				
3-3	交通規制区域、迂回ルート、運転者の	土木班	直後~		
	取るべき措置等について、住民に広報				
	する				

#### 2 緊急輸送等の実施

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
1 緊急	1 緊急輸送に必要な車両・燃料を確保する								
1 - 1	市有車両の被害状況を確認し、各班の	資源管理班	直後~						
	必要車両数等を把握する								
		V/- VIII							
1-2	各班の必要車両を調整し、市有車両を	資源管理班	直後~						
	適切に配分する								
1-3	市保有車両のみでは対応が困難な場合	資源管理班	直後~	応援協定締					
	は、協定締結団体や県等へ応援を要請			結団体、県					
	し、確保する								
1-4	燃料調達先を調査・確保し、各班に周	資源管理班	直後~						
	知する								
1 5	ルボスピンマー 旧・マンマー は利用ア	<b>ンたいこか: r田 rlr</b>	古公	ı					
1-5	必要に応じて、県を通じて、山梨県石油協同組合に燃料の調達に関する協力	資源管理班	直後~	県					
	を要請する								
2 緊急	急通行車両の申請等を行う								
2-1	事前登録された緊急通行車両及び規制	資源管理班	直後~						
	除外車両に確認証明書・標章を配布(掲								
	示) する								
2-2	県公安委員会に緊急通行車両及び除外	資源管理班	直後~						
	車両として追加登録が必要な車両の申								
	請を行う								
2-3	追加登録された緊急通行車両及び規制	資源管理班	直後~						
	除外車両に確認証明書・標章を配布す								
3 必要	る 要に応じて、その他の輸送手段を確保する	)							
3-1	車両による輸送が困難な場合や緊急性		直後~						
	を要するときは、航空輸送、鉄道輸送	> 1/1 H - 1-1-/1							
	等の協力要請を検討する								
3-2	航空輸送が必要なときは、県、自衛隊	統括班	直後~	県、自衛					
	等と連絡調整し、ヘリコプターの応援	資源管理班		隊					
	可否を確認する								

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3-3	臨時ヘリポート予定地の施設管理者と	資源管理班	直後~	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
	連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可	消防統括本部			
	否を確認する				
3-4	施設周辺の被害状況、ホイスト地点等	資源管理班	直後~		
	の必要地、輸送ルートを勘案して、臨	消防統括本部			
	時ヘリポートの開設場所を決定する				
3 - 5	臨時ヘリポートの施設管理者に臨時へ	資源管理班	直後~		
	リポートの開設を依頼する	消防統括本部			
3-6	臨時ヘリポートの開設準備が整ったこ	資源管理班	直後~		
	とを確認し、県、自衛隊等に報告する	消防統括本部			
3-7	鉄道で輸送することが適当なときは、	資源管理班	直後~	東日本旅	
	東日本旅客鉄道株式会社に協力を要請			客鉄道	
	する				
3-8	航空輸送、鉄道輸送等が不可能なとき	資源管理班	直後~		
	は、賃金職員等を雇い上げるなどして				
	人力搬送を行う				
	要に応じて、救援物資集積施設を開設する				
4-1	県輸送拠点設置状況、提供される物資	(社)総務班	24 時間		
	量等を勘案して、救援物資集積施設の		$\sim$		
4 0	設置について検討する	/+! \ ◊\\ ₹\\\\	0.4 114 111		
4-2	市本部の判断に基づき、救援物資集積 施設の設置を決定し、施設管理者に開	(社)総務班	24 時間		
	施設の設直を伏止し、施設官理名に開   設を要請する		~		
4-3	<sup>改を安請する</sup>   物資量により拠点が不足するときは、	(社)総務班	24 時間		
7 0		(   上/ かい4カ <i>も</i> 上	~		
	る協力を要請する				
4-4	救援物資集積施設の開設・管理スタッ	資源管理班	24 時間	自主防災組	
	フを確保する	(社)総務班	$\sim$	織、災害ボ	
				ランティア	
5 緊急	急輸送を実施する				
5-1	被害の状況、緊急度、重要度を考慮し	資源管理班	24 時間		
	て、応急活動の段階に応じて緊急輸送		~		
	を実施する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
5-2	必要に応じて、協定締結団体や県等に	資源管理班	24 時間	応援協定締	
	緊急輸送に関する実施の協力を要請す		~	結団体、県	
	る				
5-3	緊急輸送を実施する機関に、輸送記録	資源管理班	24 時間		
	簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支		$\sim$		
	払簿等の作成を依頼する				
5-4	緊急輸送の実施内容を確認する	資源管理班	24 時間		
			~		
5 - 5	災害救助法が適用され、救助のため、	資源管理班	24 時間		
	搬送又は輸送を行ったときは、輸送費	財政班	~		
	として通常の実費を支弁する				
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)		災害救助法(戸	内閣府ホーム	ページ) [ 5 6	

# 第4 応援要請・受援

### 1 応援要請、受援体制の整備、派遣部隊や応援職員の撤収要請

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
1 応担	1 応援の要請、要求を行う								
1-1	各班へ支援や応援要請を必要とする災 害対応業務の有無について照会する	統括班	24 時間						
1-2	各班の要請、市の被災状況等を踏まえ、 応援要請先(自衛隊、県、応援協定締結 団体等)、応援内容、応援期間等の応援 要請の方針を決定する	統括班	24 時間 ~						
1-3	応援要請依頼書を作成し、応援要請先 へ応援要請依頼を行う	統括班	24 時間	県、応援協 定締結団体					
1-4	自衛隊の応援が必要なときは、応援要 請依頼書を作成し、県に自衛隊派遣要 請を依頼する	統括班	24 時間 ~	県					
1-5	自衛隊の応援が必要なときで、県と連絡つかないなど緊急のときは、直接、 自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事 後報告する	統括班	24 時間	自衛隊、県					
2 受捷	受体制を整備する								
2-1	連絡員を定めるとともに、応援要請先 の連絡担当者を確認する	資源管理班	24 時間	自衛隊、県、応援協定締結団体					
2-2	応援を必要とする班に応援職員を配置 するとともに、必要な資機材等を準備 する	資源管理班	24 時間	県、応援協 定締結団体					
2-3	応援職員の作業進捗状況を把握し、応 援の実施記録を作成する	資源管理班	24 時間	県、応援協 定締結団体					
2-4	必要に応じて、他の応援や公共的団体、 民間等への協力を実施する	統括班 資源管理班	24 時間 ~	県、応援協 定締結団体					

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	自衛隊から派遣部隊を受入れるとき は、活動拠点、連絡事務所を確保する	資源管理班	24 時間 ~	自衛隊	
2-6	自衛隊と活動拠点を決定したときは、 現場担当者を定めるとともに、派遣部 隊と作業計画を立案する	資源管理班	24 時間 ~	自衛隊	
2-7	派遣部隊の作業進捗状況を把握し、応 援の実施記録を作成する	資源管理班	24 時間 ~	自衛隊	
2-8	必要に応じて、派遣部隊の作業計画を 修正する	資源管理班	24 時間 ~	自衛隊	
3 派遣	豊部隊や応援職員の撤収の要請を行う				
3-1	各部へ応援の必要がなくなった災害対 応業務内容の有無について照会する	統括班	1週間 ~		
3-2	応援の必要がなくなった災害対応業務 内容、撤収要請先、撤収時期等の方針 を決定する	統括班	1週間		
3-3	撤収依頼書を作成し、派遣部隊や応援 職員の撤収を要請する	統括班	1週間	自衛隊、県、応援協定締結団体	
3-4	各種応援の実施記録を整理する	統括班 資源管理班 財政班	1週間		
3-5	各種応援に係る経費の支払い処理を実 施する	財政班 住民班	1 か月 ~		

### 2 広域一時滞在

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
1 受力	1 受入先の調整を行う								
1 - 1	市外への避難が必要なとき、県内他市	統括班	24 時間	県内他市					
	町村から協議先を選定し、直接、避難		~	町村					
	者受入の可否等について意向を確認す								
	<b>5</b>								
1-2	市外への広域避難に向けた検討を開始	統括班	24 時間						
	したことを県に報告する		~						
1-3	   協議先市町村へ県内広域一時滞在を必	   統括班	24 時間	県内他市					
	要とする理由、予定期間、受入被災住	7/01/11/21	~	町村					
	民数、被災住民の移動手段、要望、費用								
	負担等を記載した書面を提出する								
1-4	県内での広域一時滞在が難しいとき	統括班	24 時間	県					
	は、県に対し、他都道府県の市町村へ		~						
	の県外広域一時滞在の協議を依頼する								
1 - 5	協議先市町村から被災住民の受入が決	統括班	24 時間						
	定した旨の通知を受けたときは、その		~						
	旨を公示するとともに、県や関係機関								
	に報告する								
2 広境	成避難を実施する 「	T	I	Γ					
2-1	受入先と連絡調整し、避難所(一時滞	資源管理班	24 時間	自衛隊、県、					
	在場所)を確認するとともに、相互の		~	応援協定締					
	連絡担当者を確認する	\/ \( \) \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	0.4 11.411	結団体					
2-2	避難所運営に必要な人員、資機材等を	資源管理班	24 時間						
	準備する		$\sim$						
2-3	   市外への避難が必要な地域の住民に広	情報班	24 時間	県					
	域避難の実施について広報する		~						
2-4	必要に応じて、県又は避難収容関係省	統括班	24 時間	国、県					
	庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土		~						
	交通省、消防庁〕に広域避難(広域一時								
	滞在) に関する支援を要請する								

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 広域	或一時滞在の予定期間を延長する				
3-1	当初予定した期間を延長する必要が生	統括班	1 週間		
	じたときは、受入先市町村に書面によ		~		
	り申出る				
3-2	受入先市町村から被災住民の広域一時	統括班	1週間		
	滞在の期間を延長する通知を受けたと		~		
	きは、その旨を公示するとともに、県				
	や関係機関に報告する				
4 広境	或一時滞在を終了する				
4-1	広域一時滞在の必要がなくなったとき	統括班	1週間		
	は、受入先市町村や関係機関に通知す		$\sim$		
	るとともに、公示し、県に報告する				
4-2	受入先市町村が県外のときは、県に報	統括班	1週間		
	告し、その旨を公示するとともに関係		~		
	機関に通知する				

# 第5 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の適用申請

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被領	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				
1 - 1	119 番通報等で把握している一次的な	消防統括本部	直後~		
	地域の人的被害、住宅被害概況を市本				
	部に報告するとともに、統括班と共有				
	する				
1-2	住民からの情報提供等により覚知した	統括班	直後~	行政区	
	人的被害、住宅被害概況を市本部に報	情報班			
	告するとともに、統括班と共有する				
1-3	県と連絡調整し、市域や県域における	統括班	直後~	県	
	住宅被害概況を把握し、市本部に報告				
1 4	する	ケナエ:Tr	古然。		
1-4	被害概況の調査結果をもとに、災害救   助法の適用基準に該当する、又は該当	統括班	直後~		
	助伝の過用基準に成当する、 又は成当				
2 災急	<u>「対象のでは、できょうでは、対象である。」</u> と変動法の適用を申請する				
2-1	災害救助法の適用基準に該当するとき	統括班	直後~	県	
	は、直ちに災害発生の日時及び場所、	W 0 1 1 1 1 1 1			
	災害の要因、被害状況、すでに実施し				
	   た救助措置と今後の救助措置の見込み				
	について、県知事に報告し、災害救助				
	法の適用を申請する				
2-2	県が被災するなど、被害状況の報告が	統括班	直後~		
	一時的に不可能なときは、災害救助法				
	による応急救助に直ちに着手すること				
	を各班に伝達する				
2-3	災害救助法による応急救助に直ちに着	統括班	直後~		
	手したときは、直接、内閣総理大臣に				
	被害状況の報告を行う				
災害救助	法 (内閣府ホームページ) <b>1 1 1 1 1 1 1 1</b>				

## 2 災害救助法による救助の実施、実施状況の記録及び報告

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 災害	1 災害救助法に基づく救助の実施内容を整理する						
1-1	災害救助法が適用されたときは、災害 救助法の適用について各班に周知する	統括班	24 時間				
1-2	各班の救助実施状況を把握し、実施内 容をとりまとめる	統括班	24 時間 ~				
1-3	救助期間の延長が必要なときは、県知 事にその旨を要請する	統括班	1週間				
2 救則	力実施状況の記録を作成し、県に報告する	)					
2-1	各班がそれぞれ実施した救助事務の実 施記録(災害救助法様式)を作成する	(住)総務班 (福)総務班 (社)総務班 (水)総務班 (教)総務班	2週間				
2-3	救助事務の実施記録(災害救助法様式) をとりまとめ、救助にかかった費用等 を県本部に報告する	統括班	2週間				
災害救助	法 (内閣府ホームページ) <b>ロ                                   </b>						

# 第3節 市民の生命を守るための対策

# 第1 避難

### 1 避難行動支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避英	<b>進指示等の発令について検討する</b>				
1 - 1	避難指示等の判断に関わる情報(気象、	統括班	直後~		
	水位、土砂災害警戒情報、災害情報等)				
	を把握する				
1 - 2	必要に応じて、施設管理者と連絡調整	統括班	直後~		
	し、緊急避難場所、指定避難所の開設				
1 0	可否や被害状況等を確認する	√大+ <b>エ</b> エ エ	古然。	F A A	
1-3	必要に応じて、甲府地方気象台や県の 助言を求め、情報を総合的に勘案して、	統括班	直後~	気象台、 県	
	避難指示等の種類、対象地域、避難先			215	
	等を判断し、本部長に具申する				
1-4	本部長と協議し、避難指示等の種類、	統括班	直後~		
	対象地域、避難先等を決定する				
2 避難	推指示等を伝達する				
2-1	避難指示等の発令を各班に伝達する	統括班	直後~		
		情報班			
		John left with			
2-2	市防災行政無線、Lアラート、消防団	統括班	直後~		
	車両等の複数の伝達手段を検討し、広 報実施体制を確立する	情報班			
2-3	危険の切迫性に応じた伝達文案等を準	 統括班	直後~		
	備する	情報班			
2-4	複数の伝達手段を活用して、避難の種	統括班	直後~		
	類、避難対象地域、避難先、避難経路、	情報班			
	避難指示の理由、その他必要な事項等				
	を伝達する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する	摘要
一一川	<b>天旭</b> 門谷	15 ==	时例	団体等	100分
2-5	水平避難を行うことがより危険を招く	統括班	直後~		
	と判断されるときは、屋内での垂直避	情報班			
	難により安全を確保するよう伝達する				
2-6	必要に応じて、県(防災局)を通じて、	統括班	直後~	県	
	報道機関に避難指示等の放送を依頼す				
	る				
2-7	避難指示等を行ったときは、県(防災	統括班	直後~	県	
	局、笛吹警察署、指定緊急避難場所・避				
	難所の施設管理者、近隣市等にその旨				
	を報告し、協力を求める				
3 避難	推行動要支援者に避難指示等を伝達する				
3-1	避難行動要支援者の支援体制を確立す	(福)総務班	直後~		
	るとともに、避難指示等の対象地域の	福祉班			
	避難行動要支援者名簿を準備する				
3-2	避難指示等の対象地域の避難支援者	(福)総務班	直後~	市社会福祉	
	に、避難行動要支援者への避難指示等	福祉班		協議会、民生 委員·児童委	
	の情報の伝達を依頼する			員、行政区	
3-3	避難指示等の対象地域に要配慮者利用	(福)総務班	直後~		
	施設があるときは、該当する施設とそ	福祉班			
	の避難先を確認する				
3-4	避難指示等の対象地域にある要配慮者	(福)総務班	直後~		
	利用施設の施設管理者に避難指示等を	福祉班			
	伝達する				
4 避難	推誘導を実施する				
4-1	避難対象地区に誘導員(消防団)を派	統括班	直後~	消防団、	
	遣するなど、笛吹警察署、自主防災組			笛吹警察	
	織等が実施する避難誘導に協力する			署	
4-2	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、	統括班	直後~		
	投光機、照明器具等の調達に協力する	資源管理班			
避難情報	に関するガイドライン				

#### 2 警戒区域の設定

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 警刑	1 警戒区域等を設定する							
1 - 1	災害現場等において、二次被害を防止 する必要があるときは、警戒区域を設 定する	統括班 現場指揮本部	直後~	消防団				
1-2	現場に職員を派遣して、退去の確認を 行うとともに、ロープを張るなど立入 禁止の措置を講ずる	統括班 現場指揮本部	直後~	消防団				
1-3	警戒区域の設定について、市本部に報 告する	現場指揮本部	直後~					
1-4	必要に応じて、笛吹警察署、自主防災 組織等の協力を得て、住民の退去を確 認する	統括班 現場指揮本部	直後~	消防団、 笛吹警察 署、自主 防災組織				
2 警刑								
2-1	警戒区域の設定状況を整理する	現場指揮本部	直後~					
2-2	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する	情報班	直後~	報道機関				
2-3	警戒区域の設定状況を県や隣接市町等 関係機関に報告する	情報班	直後~					

### 3 指定避難所の開設

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 指5	1 指定避難所の開設準備を行う							
1 - 1	開設する指定避難所に避難所管理職員	統括班	直後~					
	を派遣する	情報班						
1-2	施設管理者と連携して、施設の安全確	統括班	直後~					
	認を行い、使用可否を判断し、市本部	情報班						
1-3	へ報告する   施設が使用可能なときは、施設管理者	統括班	直後~					
1-3	他設が使用可能などさな、他設官埋有   と連携して、避難者受入スペースや立	情報班	旦饭					
	入禁止区域等を確認する							
1-4	施設が使用可能なときは、機材や物資	統括班	直後~					
	の確認し、開設準備を行う	情報班						
1 - 5	開設する指定避難所の敷地の入り口	統括班	直後~					
	に、標識を掲示する	情報班						
2 指5	定避難所を開設する							
2-1	開設する指定緊急避難場所及び指定避	統括班	直後~					
	難所を決定し、各班及び住民に周知す	情報班						
	3							
2-2	施設管理者と連携して、指定緊急避難	統括班	直後~					
	場所及び指定避難所を開設し、避難者	情報班						
	を受け入れ、避難者名簿を作成する							
2-3	指定緊急避難場所及び指定避難所の開	統括班	直後~					
	設状況を市本部に報告する	情報班						
2-4	   開設した指定緊急避難場所及び指定避	 統括班	直後~	県、笛吹				
	難所を県(防災局)や笛吹警察署に報	情報班		警察署				
	告する							
2-5	避難所が不足するときなど、必要に応	統括班	直後~	旅館・ホ				
	じて、他の施設(旅館・ホテル等)につ	情報班		テル等の				
	いても、避難所として開設することを			施設管理				
	検討し、施設管理者と協議する			者				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 孤立	立集落の避難対策を行う				
3-1	孤立集落の発生状況を把握する	統括班 情報班	直後~		
3-2	孤立集落が発生したときは、個別の避 難対策を検討する	統括班 情報班	直後~		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)		災害救助法(P	内閣府ホーム	ページ)	

## 4 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 受7	1 受入れを決定する						
1 - 1	被災市町村から直接又は県(防災局)	統括班	72 時間	県			
	を通じて、避難者の受入の協力を求め		~				
	られたときは、市営住宅、避難所等の						
	提供可否を確認する						
1-2	災害の規模、被災状況等、様々な状況	統括班	72 時間	県			
	を総合的に勘案して、避難者の受入可		~				
	否について、被災市町村又は県(防災						
	局) に回答する						
1-3	避難者の受入を決定したときは、受け	統括班	72 時間				
	入れる当該施設管理者に避難者の受入		$\sim$				
	を通知する						
1-4	避難者の受入を決定したときは、決定	統括班	72 時間	県			
	した内容を県(防災局)に報告する		~				
2 市夕	トの避難者を受け入れる		T	T			
2-1	被災市町村や県(防災局)と相互の連	統括班	72 時間	県			
	絡担当者を確認し、避難者を受け入れ	資源管理班	$\sim$				
	る施設の情報を共有する						
2-2	被災市町村に避難所を提供し、必要に	統括班	72 時間				
	応じて、避難所管理職員を派遣し、避	資源管理班	~				
	難所運営に協力する						
2-3	被災市町村からの避難者受入の実施に	統括班	72 時間				
	ついて、市防災行政無線、市ホームペ	情報班	~				
	ージ等で住民に広報する						

# 5 帰宅困難者対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 帰年	- 三困難者に情報提供を行う				
1-1	帰宅困難者や滞留者が多数発生しているときは、国、県、笛吹警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と連絡体制を確立する	統括班 情報班	直後~	県、笛吹警 察署、道路 管理者、鉄 道事業者、 バス事業者	
1-2	交通機関の運行状況、通行可能な道路 情報、一時滞在施設等に関する情報を 整理する	統括班 情報班	直後~		
1-3	交通機関の運行状況、通行可能な道路 情報、一時滞在施設等に関する情報を 防災行政無線、市ホームページ等で周 知する	統括班 情報班	直後~		
1 - 4	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依 頼する	統括班 情報班	直後~		
2 帰年	-   				
2-1	石和温泉駅で発生した滞留旅客は、市 と塩山駅で締結している確認書に基づ き避難所の提供や食料の斡旋等を行う	統括班 資源管理班	直後~		
2-2	滞留期間が長期にわたるときは、指定 避難所への案内、若しくは、旅館・ホテルなどを避難所として確保する	統括班 資源管理班	72 時間		

# 第2 消火、救急・救助

### 1 消火活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 火災	その発生概況を把握する アルファイン アルティー アルファイン アルティイン アルファイン アルファイル アルマイン アルファイン アルフィー アルファイン アルフィン アルファイン アルファイン アルファイン アルファイン アルファイン アルファイン アルファイン アルファイン アルフィン アルファイン アルフィン アルファイン アルファイン アルファイン アルフィン アルファイン アルフィン アルフィン アルフィン アルファイン アルフィン アルファン アルフィン				
1 - 1	通報、現地確認等により、火災の発生	消防統括本部	直後~		
	を覚知する	現場指揮本部			
1-2	市本部と連携を図り、火災に係る情報	消防統括本部	直後~		
	を共有する				
1-3	火災が同時に多発したときや住民から	消防統括本部	直後~		火災・災
1 3	の通報等が殺到したときは、県及び消	1日的7小71日/14日	巨板		害等即
	防庁に報告する				報要領
2 消火	大活動体制を確立する				TIVE
2-1	消防本部の出動計画に基づき、消防隊	消防統括本部	直後~		
	を配備する	現場指揮本部			
		2=%*******			
2-2	消防団を招集し、笛吹警察署、自主防	統括班	直後~	消防団、笛	
	災組織等と情報連絡体制を確立する	消防統括本部		吹警察署、 自主防災組	
				織	
2-3	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器	統括班	直後~	消防団	
	等の機能を確保する	消防統括本部			
		現場指揮本部			
2-4	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等	統括班	直後~	消防団	
	の消防施設の破損及び道路の通行状況	消防統括本部			
	等を迅速に把握するための情報を収集	現場指揮本部			
	し、活動の基本方針を決定する				
2-5	災害現場等に現場指揮本部を設置する	統括班	直後~	消防団、	
		現場指揮本部		笛吹警察	
0 24:	Section 1			署	
	く活動を行う		-1-46	УЖ Г <del>Т</del> ГП	
3-1	水利統制計画に基づき、消防水利を統	現場指揮本部	直後~	消防団、笛吹警察署、	
	制し、消防団、笛吹警察署、自主防災組			自主防災組	
	織等と連携し、消火活動を実施する			織	

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
3-2	必要に応じて、飛火防ぎょ部隊を編成	現場指揮本部	直後~	消防団、	
	し、飛火警戒を行う			自主防災	
				組織	
3-3	消防団員が不足するときは、消防相互	統括班	直後~	山梨市・	
	応援協定に基づき、山梨市・甲州市に	消防統括本部		甲州市	
	消防団派遣の応援を要請する				
3-4	市単独では消火が困難なときは、県(防	統括班	直後~	県	
	災局)に対して、緊急消防援助隊の派	消防統括本部			
	遣を応援要請する				
3-5	応援を要請したときは、受入体制を整	統括班	直後~	県	
	備し、逐次到着する応援消防隊等と協	消防統括本部			
	議し、地域の割り振りを行う				
3-6	消火活動実施状況を市本部に報告する	消防統括本部	直後~		
4 林野	<b>・</b> 野火災に対応する				
4-1	林野火災のときは、林野火災防ぎょ計	消防統括本部	直後~	県、中央森	
	画に基づき、県(林政部)や林業関係団	農政班		林組合、峡	
	体等に通報する			合	
4-2	必要に応じて、県消防防災へリコプタ	統括班	直後~		
	ーの派遣を要請する	消防統括本部			
4-3	消防防災ヘリコプターの派遣を要請し	統括班	直後~	県	
	たときは、県消防防災航空隊と連携を	消防統括本部			
	図り、受入体制を整備する				
4-4	消火活動実施状況を市本部に報告する	消防統括本部	直後~		

#### 2 救急・救助活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
1 人自	1 人的被害の発生概況を把握する								
1 - 1	通報、現地確認等による要救助者の発	消防統括本部	直後~						
	生状況や人的被害等を把握する	現場指揮本部							
1-2	多数の負傷者が発生することが予想さ	消防統括本部	直後~		火災・災				
	れるときや住民からの通報等が殺到し				害 等 即				
	たときは、県及び消防庁に報告する				報要領				
2 救則	か・救急活動体制を確立する								
2-1	消防本部の出動計画に基づき、救助隊	消防統括本部	直後~						
	を配備する	現場指揮本部							
2-2	消防団を招集し、笛吹警察署、自主防	統括班	直後~	消防団、笛					
	災組織等と情報連絡体制を確立する	消防統括本部		吹警察署、 自主防災組					
				織					
2-3	災害発生現場の状況、道路の損壊状況	消防統括本部	直後~						
	等、災害の実態を把握する	現場指揮本部							
2-4	応援救助・救急力の派遣優先順位等を	消防統括本部	直後~						
	考慮し、活動の基本方針を決定する	現場指揮本部							
				NA H.L.					
2-5	災害現場等に現場指揮本部を設置する 	現場指揮本部	直後~	消防団、					
				笛吹警察					
0 44 11				署					
	力・救急活動を行う	√大+ <b>エ</b> τ r	古公	消防団、笛					
3-1	消防団、笛吹警察署、自主防災組織等	統括班	直後~	吹警察署、					
	と連携し、救助・救急活動を行う	現場指揮本部		自主防災組					
2 0		な 歩 ば は は は は に に に に に に に に に に に に に	古丝。	織山利吉。					
3-2	消防団員が不足するときは、消防相互   応援協定に基づき、山梨市・甲州市に	統括班 消防統括本部	直後~	山梨市・ 甲州市					
	応援協定に基づさ、田楽川・甲州川に   消防団派遣の応援を要請する	1月炒水灯中平司)		中河川					
3-3	市単独では救急・救助が困難なときは、	統括班	直後~	県					
	県(防災局)に対して、緊急消防援助隊	消防統括本部							
	の派遣を応援要請する	GANAMERH, L. HIA							
	V/小旭で心及女用りる								

<b>一</b> 加斯	ette hite older ette	-FH 715	n-f ##¤	協働する	किंद्र सम्ब
手順	実施内容	<u>担当</u>	時期	団体等	摘要
3-4	応援を要請したときは、受入体制を整	統括班	直後~		
	備し、逐次到着する応援消防隊等と協	消防統括本部			
	議し、地域の割り振りを行う	現場指揮本部			
3-5	負傷者等の搬送のためヘリコプターを	統括班	直後~	県	
	要請する必要があるときは、県に消防	消防統括本部			
	防災ヘリコプターの出動を要請する				
3-6	消防防災ヘリコプターの派遣を要請し	消防統括本部	直後~	県	
	たときは、県消防防災航空隊と連携を	現場指揮本部			
	図り、受入体制を整備する				
3-7	救助・救急活動実施状況を市本部に報	消防統括本部	直後~		
	告する				
4 救出	出資機材を確保する				
4-1	救助・救急活動現場からの報告、要請	資源管理班	直後~		
	に基づき、調達すべき重機及びその操	現場指揮本部			
	作に必要な要員、その他救出資機材等				
	の種類、量を確認する				
4-2	市内建設業者等に協力の可否について	資源管理班	直後~	市内建設	
	確認し、調達可能な救助資機材を調達	土木班		業者	
	する				
4-3	必要に応じて、県、他市町村、自衛隊等	統括班	直後~	県、他市	
	に救出活動に関する応援を要請する	資源管理班		町村、自	
		消防統括本部		衛隊	
5 孤立	立地区対策を行う				
5-1	孤立地区が発生したときは、孤立が予	資源管理班	直後~		
	想される地区の通信手段を確保する				
5-2	孤立地区の人数等を勘案して、飲料水、	資源管理班	24 時間		
	食料、生活必需品、医薬品等の支援物		~		
	資を確保する				
5-3	飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の	資源管理班	24 時間		
	支援物資を搬送する		~		
5-4	支援物資の調達、搬送が困難なときは、	資源管理班	24 時間	県、他市	
	県及び近隣市町村に支援物資の調達・		$\sim$	町村	
	斡旋、搬送手段の支援を要請する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
5 - 5	必要に応じて、県に消防防災へリコプ	統括班	24 時間	県、自衛	
	ターの出動又は自衛隊の災害派遣を要	資源管理班	$\sim$	隊	
	請する	消防統括本部			
5 - 6	孤立状況が長期化するときは、孤立地	統括班	72 時間	県、笛吹	
	域住民に対して集団避難指示の実施に		$\sim$	警察署	
	ついて、県、笛吹警察署等と検討する				
5 - 7	集団避難等を実施するときは、笛吹警	統括班	1 週間	笛吹警察	
	察署等と連携しながら、住民不在地域		$\sim$	署	
	における防犯パトロールを強化する				

## 第3 医療救護

#### 1 医療救護体制の確立

<b>壬</b>		4a 7k	n <del>. L. U</del> n	協働する	lok mi			
手順	実施内容	担当	時期	団体等	摘要			
1 応急	1 応急医療体制を確保する							
1 - 1	市本部が把握する人的被害(負傷者数	救護班	直後~					
	等)の情報から医療需要を推定する							
1-2	山梨県広域災害・救急医療情報システ	救護班	直後~					
	ム等を利用して、病院等(有床診療所							
	を含む)の被災状況等を把握する							
1-3	患者の受入や医療救護班、助産救護班	救護班	直後~					
	等の派遣可否、応需状況を整理する							
1-4	笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会等	救護班	直後~	笛吹市医師 会、笛吹地				
	と連携し、フェーズごとの医療需要に			区歯科医師				
	見合う医療救護班の派遣を要請する			会				
1 - 5	必要に応じて、県に災害派遣医療チー	救護班	直後~	峡東保健				
	ム(DMAT)や医療救護班の派遣を			所				
	要請する							
2 医源	寮救護所を設置する		1					
2-1	災害状況に応じて、市本部と連絡調整	救護班	直後~					
	し、医療救護所の設置場所を決定し、							
	医療救護所となる施設の管理者に協力							
	を要請する							
2-2	医療救護所となる施設の管理者と連携	救護班	直後~					
	して、診療空間・診療機能を確保する							
		ht alle		ich 士 /口 /zh				
2-3	派遣される医療救護班や災害派遣医療	救護班	直後~	峡 東 保 健 所、笛吹市				
	チーム(DMAT)と連絡調整し、それ			医師会、笛				
	ぞれの配置先を調整する			吹地区歯科				
9 4		- <del>1/-</del> -#-rir	古效。	医師会				
2-4	救護所の開設準備完了後、設置場所に	救護班	直後~					
	標識等を掲示し、市本部に設置完了を 報告する							
	まロック		L					

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	医療救護所の設置状況等を山梨県広域	救護班	直後~		
	災害・救急医療情報システムに入力す				
	し、県に報告する				
2-6	災害規模により自ら医療救護所の設置	救護班	直後~	峡東保健	
	が困難と判断したときは、峡東保健所			所	
	等と協議の上、共同して医療救護所を				
	設置する				
2-7	医療救護所、災害拠点病院、災害支援	救護班	直後~		
	病院等の受入体制について広報する				
3 医薬	<b>英品等を調達する</b>				
3-1	派遣される医療救護班と連絡調整し、	救護班	直後~		
	医療・助産救護のために使用する医薬				
	品、衛生材料等の必要数を推定する				
3-2	医薬品、衛生材料等が保健センター等	救護班	直後~		
	に設備されているものでは不足すると				
	きは、市内薬店等から調達する				
3-3	さらに、医薬品、衛生材料が不足する	救護班	直後~	峡東保健	
	ときは、県を通じて県薬剤師会等に協			所、県薬	
	力を要請する			剤師会	
3-4	医薬品、衛生材料等調達した物資は、	救護班	直後~		
	集積・分配し、各医療救護所へ配送す				
	る				
3-5	輸血用血液が必要なときは、県赤十字	救護班	直後~	県赤十字	
	血液センターに供給を要請する			血液セン	
				ター	
山梨県大	規模災害時				
保健医療	救護マニュアル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

手法 53

#### 2 医療救護活動の実施

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
1 医源									
1 - 1	逐次、派遣される災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班と連絡調整 し、医療救護活動に協力する	救護班	直後~	峡 東 保 健 所、笛吹市 医師会、笛 吹地区歯科 医師会					
1-2	医療救護所における医療救護活動の記録を整理する	救護班	直後~	峡 東 保 健 所、笛吹市 医師会、笛 吹地区歯科 医師会					
1-3	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	救護班	直後~						
1-4	必要に応じて、災害派遣医療チーム(D MAT)や医療救護班の過不足を確認 し、医療救護所間の人材、物資の調整 を実施する	救護班	直後~	峡 東 保 健 所、師会、 下師会、 下地区 医師会					
1-5	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や 要員の交替を検討し、市本部に報告す る	救護班	72 時間	峡 東 保 健 所、笛吹市 医師会、笛 吹地区歯科 医師会					
2 傷症	<b>病者等の搬送に協力する</b>								
2-1	医療救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、消防本部に救急車等での搬送を依頼する	救護班 消防統括本部	直後~						
2-2	県広域災害・救急医療情報システムを 利用して、搬送先を調整し、緊急搬送 する	消防統括本部現場指揮本部	直後~						
2-3	ヘリコプターでの緊急搬送が必要なと きは、県(防災局)に応援を要請する	消防統括本部統括班	直後~	県					
2-4	ヘリコプターの応援を要請したとき は、受入体制を整備する	資源管理班 (福)総務班 消防統括本部 現場指揮本部	直後~	県					
2-5	救急車や搬送車両が不足するときは、 県(防災局)や近隣消防本部に応援を 要請し、必要な車両を確保する	資源管理班 (福)総務班 消防統括本部	直後~	県					

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 地填	<b>成保健対策を実施する</b>				
3-1	医療救護所や避難所の医療ニーズを把握する	救護班	24 時間		
3-2	医療ニーズやフェーズに応じて、必要 な保健医療救護活動を検討する	救護班	24 時間		
3-3	保健医療活動に必要な組織 <sup>※</sup> を県に派 遣要請する	救護班	24 時間	峡東保健 所	
3-4	派遣される組織と連絡調整し、保健医療活動に協力する	救護班	24 時間		
3-5	派遣される組織と連絡調整し、保健医療活動の実施状況を把握する	救護班	72 時間		
3-6	実施された保健医療活動の記録をとり まとめ、市本部に報告する	救護班 (福)総務班	72 時間		

#### ※保健医療活動に必要な組織(例)

- ○歯科医師会救護班
- ○薬剤師チーム
- ○災害支援ナース
- ○保健師チーム
- ○管理栄養士チーム
- ○災害時リハビリテーション支援チーム (JRAT)
- ○災害派遣精神医療チーム(DPAT)又は心のケアチーム

# 第4 風水害応急対策

#### 1 巡視警戒及び応急措置

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 水阪	1 水防に係る巡視警戒の実施体制を確立する							
1 - 1	水防計画に基づき、重要水防区域及び 警戒箇所等の巡視警戒箇所を選定する	(社)総務班 土木班	直後~					
1-2	巡視警戒に必要な人員、資機材等を確 保する	統括班 (社)総務班 資源管理班	直後~	消防団				
1-3	必要に応じて、国、県に協力を要請する	(社)総務班 土木班	直後~	甲府河川国 道事務所、 峡東建設事 務所				
2 水防	方活動を実施する -							
2-1	巡視警戒を行い、管理施設の異常の有 無等を確認する	土木班	直後~	消防団				
2-2	堤防の決壊や著しい被害を生じるおそ れがあるときは、警戒区域を設定し、 避難指示を行う	土木班	直後~	消防団、 笛吹警察 署				
2-3	必要に応じて、応急措置(内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のう及び矢板での締切り工事等)を講じる	土木班	直後~					
2-4	河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、そ の他の障害物を発見したときは、可能 な限り応急除去を行う	土木班	直後~	消防団者				
2-5	市単独では、対応が困難なときは、必 応援協定締結団体等に協力を依頼する ほか、県に対して、応援を要請する	土木班	直後~	応援協定締 結団体、峡 東建設事務 所				
2-6	巡視警戒結果や実施した応急措置の結 果を整理する	(社)総務班 土木班	直後~					

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-7	巡視警戒結果や実施した応急措置の結 果を市本部に報告する	(社)総務班 土木班	直後~		
2-8	所管する施設に被害があるときは、災 害発生後1週間以内に県に報告する	土木班	直後~	峡東建設 事務所	

### 2 危険物等の二次災害の防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 危险	食物施設等の責任者や関係機関と連絡調整	きする			
1 – 1	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬	消防統括本部	直後~		
	類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設等(以	統括班			
	下、危険物施設等という) の管理者と				
	連絡体制を確立する				
1 - 2	施設管理者から被害状況や点検結果等	消防統括本部	直後~	消防団	
	を把握し、笛吹警察署、関係機関等と	現場指揮本部		笛吹警察	
	協力体制を確立する	統括班		署	
1-3	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、	消防統括本部	直後~	消防団	
	その危険性 (爆発性、有毒ガス発生、引	現場指揮本部			
	火性) 等と周辺の消防事象を判断して、				
	部隊運用方針を決定する				
1-4	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、	現場指揮本部	直後~	消防団	
	消防警戒区域の設定等の要員を確保す				
	る				
1 - 5	必要に応じて、県(防災局)に対して、	消防統括本部	直後~	県	
	緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	統括班			
1-6	応援を要請したときは、受入体制を整	消防統括本部	直後~	県	
	備し、逐次到着する応援消防隊等と連	統括班			
	携する				
1 - 7	危険物施設等の被害状況や消防の対応	消防統括本部	直後~	消防団	
	方針を市本部に報告する				
2 危险	食物施設等の応急対策を実施する		T	Т	
2-1	危険物施設等の施設管理者や笛吹警察	現場指揮本部	直後~	消防団、	
	署と連携して、警戒区域の設定、住民			笛吹警察	
	の立入制限、退去、広報活動等の措置			署	
	を行う				
2-2	危険物が爆発するなど、すでに出火し	現場指揮本部	直後~	消防団	
	ているときは、速やかに消火活動を実				
	施する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	危険物施設等の被害や実施された防ぎ ょ活動や応急措置を整理する	消防統括本部	直後~		
2-4	危険物施設等の被害や実施された防ぎ ょ活動や応急措置を市本部に報告する	消防統括本部	直後~		

# 第5 地震災害応急対策

#### 1 土砂災害等の拡大防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する	摘要
J //K	ZWEI 14	15.3	L.1 2A1	団体等	加女
1 土石	少災害の緊急点検調査を実施する		_		
1 – 1	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関す	土木班	24 時間		
	る基本情報を収集し、点検調査基礎資		~		
	料を整理する				
1-2	調査班を編成するなど、緊急点検調査	土木班	24 時間		
	体制を確立する		~		
1-3	必要に応じて、県を通じて、TEC-FORCE	土木班	24 時間	TEC-	
	(緊急災害対策派遣隊)の派遣を要請		~	FORCE	
	する				
1-4	土砂災害等の緊急点検調査(土砂災害	土木班	24 時間		
	警戒区域の目視調査、ドローンやヘリ		~		
	コプターによる空中探査等) を実施し、				
	二次災害等の危険度を評価する				
1 - 5	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市	土木班	24 時間		
	本部に報告する		~		
1-6	土砂災害等に関する被災状況を県の担	土木班	24 時間	峡東建設	
	当事業課へ報告する		~	事務所	
	少災害の二次災害防止措置を行う 「				
2-1	点検結果に基づき、必要に応じて、崩	土木班	24 時間	笛吹警察	
	壊危険箇所からの避難及び立入制限等		~	署、消防	
	の措置を講じる	[		寸	
2-2	崩壊危険箇所にブルーシート等を被覆	土木班	24 時間		
	する		$\sim$		
0.0	VE)	[ _L_7!~	0.4 п+ нн		
2-3	必要に応じて、仮排水路の設置、土の	土木班	24 時間		
	う積み、不安定土砂の除去、仮設防護		$\sim$		
	柵の設置等の応急措置を実施する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	実施した土砂災害等の応急措置を整理する	土木班	72 時間 ~		
2-5	実施した土砂災害等の二次災害防止措 置整理結果を市本部に報告する	土木班	72 時間 ~		
2-6	実施した土砂災害等への対応状況を県 の担当事業課へ報告する	土木班	72 時間 ~	峡東建設 事務所	

### 2 建築物等の二次災害の防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災	(建築物応急危険度判定及び被災宅地危険	食判定の実施	体制を整備	#する	
1 - 1	建築物や宅地の被害概況を把握する	住宅班	24 時間		
			$\sim$		
1-2	被災建築物応急危険度判定及び被災宅	住宅班	24 時間		
	地危険度判定の実施需要を推定する		$\sim$		
1-3	必要に応じて、実施本部を設置するな	住宅班	24 時間		
	ど、建築物及び宅地の危険度判定調査		~		
	実施体制を確立する				
1-4	調査対象地域、実施体制等を定めた建	住宅班	24 時間		
	築物及び宅地の危険度判定実施計画を		~		
	作成する				
1 - 5	危険度判定実施計画にしたがい、被災	住宅班	24 時間		
	建築物応急危険度判定士、被災宅地危		$\sim$		
	険度判定士、判定資機材等を確保する	<b>.</b>			
1-6	被災建築物応急危険度判定士、被災宅	住宅班	24 時間	県	
	地危険度判定士、判定資機材等が不足		$\sim$		
	するときは、県(県土整備部)に支援を				
2 被災	要請する	・	、字歩十つ		
102 43	《建築物応急危険度判定及び被災宅地危険			被災建築物	
2-1	危険度判定実施計画にしたがい、危険 度判定調査を実施する	住宅班	72 時間	応急危険度 判定士、被災	
	及刊足調査を実施する			宅地危険度	
2-2	 - 危険度判定ステッカーの貼付等によ	住宅班	72 時間	判定士 被災建築物	
	り、その所有者に危険度を周知する		~ (12 m) [H]	応急危険度 判定士、被災	
				宅地危険度判定士	
2-3	著しい被害を生じるおそれがある建築	住宅班	72 時間		
	物や宅地があるときは、避難及び立入		~		
	制限等の措置を講じる				
2-4	建築物及び宅地の危険度判定調査結果	住宅班	72 時間		
	や避難及び立入制限等の二次災害防止	(社)総務班	~		
	措置等を整理する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	建築物及び宅地の危険度判定調査結果	住宅班	72 時間		
	や避難及び立入制限等の二次災害防止	(社)総務班	$\sim$		
	措置等を市本部に報告する				
2-6	市ホームページ、臨時広報紙等により	住宅班	72 時間		
	建築物及び宅地の倒壊危険性や事故防	情報班	~		
	止措置等の広報活動を行う				
2-7	被災した建築物及び宅地に関する相談	住宅班	1 週間		
	体制を確立する		$\sim$		
2-8	被災した建築物及び宅地に関する相談	住宅班	1 週間		
	に対応する		~		
被災建築	被災建築物応急危険度判定必携		度判定業務		
		実施マニュアバ	V		
	回答為默				

### 3 危険物等の二次災害の防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 危险	食物施設等の責任者や関係機関と連絡調整	きする			
1 – 1	ガス施設等の危険物施設に火災、爆発、	消防統括本部	直後~		
	漏えい等の二次災害の発生のおそれが	統括班			
	ある又は発生したときは、当該施設の				
	管理者と連絡体制を確立する				
1 - 2	施設管理者から被害状況や点検結果等	消防統括本部	直後~	消防団	
	を把握し、笛吹警察署、関係機関等と	統括班		笛吹警察	
	協力体制を確立する			署	
1-3	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、	消防統括本部	直後~	消防団	
	その危険性 (爆発性、有毒ガス発生、引	現場指揮本部			
	火性) 等と周辺の消防事象を判断して、				
	部隊運用方針を決定する				
1-4	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、	現場指揮本部	直後~	消防団	
	消防警戒区域の設定等の要員を確保す				
	る				
1 - 5	必要に応じて、県(防災局)に対して、	消防統括本部	直後~	県	
	緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	統括班			
1 - 6	応援を要請したときは、受入体制を整	消防統括本部	直後~	県	
	備し、逐次到着する応援消防隊等と連	統括班			
	携する				
1-7	危険物施設等の被害状況や消防の対応	消防統括本部	直後~	消防団	
	方針を市本部に報告する				
2 危险	食物施設等の応急対策を実施する		T	T T	
2-1	危険物施設等の施設管理者や笛吹警察	現場指揮本部	直後~	消防団、	
	署と連携して、警戒区域の設定、住民			笛吹警察	
	の立入制限、退去、広報活動等の措置			署	
	を行う				
2-2	危険物が爆発するなど、すでに出火し	現場指揮本部	直後~	消防団	
	ているときは、速やかに消火活動を実				
	施する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	危険物施設等の被害や実施された防ぎ よ活動や応急措置を整理する	消防統括本部	直後~		
2-4	危険物施設等の被害や実施された防ぎ よ活動や応急措置を市本部に報告する	消防統括本部	直後~		

# 第6 雪害応急対策

### 1 住民への情報提供

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 交通	通等に関する情報提供を行う				
1-1	大雪警報が発表されたときは、甲府地 方気象台、県、笛吹警察署、道路管理 者、鉄道事業者、バス事業者、ライフラ イン事業者等と連絡体制を確立する	統括班 情報班	直後~	笛吹警察署、 道路管理者、 鉄道事業者、 バフライン事業者、 タ台、県	
1-2	住民からの情報提供に対応できるよう に電話相談窓口を設置する	統括班 資源管理班	直後~		
1-3	道路の通行状況、列車の運行状況、事 故発生状況等を把握する	統括班 情報班	直後~		
1-4	豪雪時の注意喚起内容や交通に関する 情報を市防災行政無線、Lアラート、 市ホームページ等で住民に広報する	統括班 情報班	直後~		
1-5	必要に応じて、テレビやラジオ等の報 道機関に広報を要請する	情報班	直後~	報道機関	
2 住月	民、事業者等に協力を要請する				
2-1	在宅時の安全な過ごし方、車両の運転、 防災気象情報等の活用、雪下ろし等除 雪作業中の事故防止等について普及啓 発する	統括班 情報班	直後~		
2-2	雪害が発生したときは、住民や事業所 等に対して、近隣の被害状況の情報提 供や除排雪の実施、要配慮者の安否確 認等の活動を要請する	統括班 情報班	直後~		
2-3	必要に応じて、市内外から雪処理ボラ ンティアを募集する	(住)総務班 (福)総務班	直後~		

### 2 豪雪時における各種対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避糞	推行動要支援者の支援を行う				
1-1	関係機関の協力により、避難行動要支 援者の安否確認体制を確保する	統括班 (福)総務班 福祉班	直後~	民生委等者 支自 小一、接 ビ 地 セ と り り り り り り り り り り り り り り り り り り	
1-2	避難行動要支援者名簿を活用して避難 行動要支援者の安否を確認する	統括班 (福)総務班 福祉班	直後~	、 民生、 、員、 、日、 、日、 、日、 、日、 、日、 、日、 、日	
1-3	危険な区域に避難行動要支援者が残留 するときは、安全な場所へ移動を促し、 必要に応じて、移送する	統括班 (福)総務班 福祉班	直後~	民生の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	
1-4	大雪により移動が困難となった避難行 動要支援者に対しては、関係機関と連 携し、支援活動や情報提供を行う	統括班 情報班 (福)総務班 福祉班	直後~	民生祭業括一、織がは、ないないのでは、大きのでは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、はないは、は	
2 帰年	・ 三困難者に対応する				
2-1	積雪等に伴い、帰宅困難者が発生した ときは、市ホームページやラジオ等を 通じて道路交通の情報を提供する	統括班 情報班	直後~		
2-2	必要に応じて、近隣の避難所を開設し、 食料や毛布等の支給を行う	統括班 資源管理班	直後~		
3 農業	・				
3-1	大雪が予想されるときは、農家等に対して、甲府地方気象台からの気象情報 や県からの減災のための技術的な対応 方法等を周知する	農政班	直後~	気象台、 峡東建設 事務所	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	災害が発生したときは、農業施設の被	農政班	直後~		
	害状況を速やかに把握し、農作物への				
	被害防止を図るなど、降雪対応の徹底				
	を図る				
4 孤立	立地区対策を行う				
4-1	積雪等に伴い、孤立する可能性がある	統括班	直後~		
	地域の状況を早期に把握する	情報班			
4-2	孤立する可能性がある地域の住民に対	統括班	直後~		
	して、食料、飲料水、燃料等の十分な備	情報班			
	蓄に努めるよう周知を図る				
4-3	必要に応じて、孤立する可能性がある	統括班	直後~		
	地域の住民に対して、事前に自主避難	情報班			
	を呼びかける				
4-4	必要に応じて、県に消防防災へリコプ	統括班	直後~		
	ターの出動又は自衛隊の災害派遣を要	資源管理班			
	請する				

### 3 道路等の除排雪

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 道路	各の除雪を行う				
1 - 1	甲府地方気象台から発表される積雪情	(社)総務班	直後	気象台	
	報、警報、今後の積雪見込み等を把握	土木班	~		
	する				
1-2	ライブカメラ等により、道路の通行状	(社)総務班	直後		
	況をモニタリングする	土木班	$\sim$		
1-3	県と連携して、道路交通ネットワーク	(社)総務班	直後	峡東建設	
	の確保を図るため、除雪実施体制を確	土木班	~	事務所	
	立する	/も1 \ がひ マケマド	+ ///		
1-4	積雪状況に応じて、除雪優先路線を勘	(社)総務班	直後		
	案して、市道の除雪を実施する	土木班	$\sim$		
1-5		(社)総務班	直後		
1 3	両が発生したときは、必要に応じて、	土木班			
	当該車両の移動等の措置を行う	1./\41			
2 排電	信場所、集雪場所を確保する				
2-1	各道路管理者と調整し、道路管理者が	(社)総務班	直後	甲府河川国	
	合同で利用できる排雪場所を確保する	土木班	~	道事務所、 峡東建設事	
				所、 NEXCO 中日本	
2-2	必要に応じて、市有地に全ての公共機	(社)総務班	直後		
	関が合同で利用できる集雪場所を確保	土木班	~		
	する	生涯学習班			
3 雪崩	前対策を実施する				
3-1	防災関係機関と相互に連絡をとりなが	(社)総務班	直後		
	ら雪崩発生の予兆あるいは発生の早期	土木班	$\sim$		
	確認に努める				
3-2	雪崩の発生が予想されるときは、当該	(社)総務班	直後		
	区域に対する消防団等の警らを強化	土木班	~		
	し、必要な注意喚起等を行う				
3-3	雪崩の発生が予想されるときは、必要	(社)総務班	直後		
	に応じて、通行規制を行う	土木班	~		

## 第7 原子力災害応急対策

#### 1 避難者の受入

※第3節 第1 4 市町村・県の区域を越えた避難者の受入を準用する

#### 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する	摘要
	) (AL. VII	,—¬	* 4774	団体等	11.47
1 大気	気中の放射線量をモニタリングする			ı	
1 - 1	放射線モニタリング情報共有・公表シ	統括班	直後~		
	ステムにより、県内のモニタリングポ				
	ストで測定された空間放射線量率の結				
	果を確認する				
1-2	市内9箇所において観測されている環	環境班	直後~		
	境放射線量の測定結果を確認する				
1-3	環境放射線量の測定結果を市本部に報	(住)総務班	直後~		
	告するとともに、市公式ウェブサイト	環境班			
	等により公表する				
1-4	市内で、通常の値を超える放射線量が	統括班	直後~		
	観測されたときは、国、県にその旨を	環境班			
	報告し、除染対策に努める				
1 - 5	環境放射線量のモニタリング結果を受	統括班	直後~		
	けて、屋内退避や飲食物の摂取制限等				
	の緊急対策の実施の要否を検討する				
2 屋内	N退避、避難等の防護活動を行う				
2-1	原災法に基づき、屋内退避又は避難指	統括班	直後~	国、県	
	示があったときや放射線量のモニタリ				
	ング結果により必要と判断したとき				
	は、取るべき防護措置(屋内退避又は				
	避難)の内容や対象地域等を確認する				
2-2	屋内退避が必要なときは、複数の情報	統括班	直後~		
	伝達手段を検討し、広報実施体制を確	情報班			
	立する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	複数の伝達手段で屋内退避に関する情報を住民に広報する	統括班 情報班	直後~	報道機関	
2-4	避難の必要があるときは、対象地域、 避難先等を判断し、本部長に具申する	統括班	直後~		
2-5	本部長の判断を受け、避難指示の発令を決定し、各班に決定内容を周知する	統括班	直後~		
2-6	複数の伝達手段で避難指示を避難対象 地域の住民に周知する	統括班 情報班	直後~		
2-7	避難指示の発令を県、防災関係機関に 報告する	統括班	直後~		
	災 (計画・指針・マニュアル) <b>回 (1</b>				

### 3 情報伝達活動及び風評被害対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 原刊	子力災害に関する相談窓口を開設する				
1 - 1	必要に応じて、県と連携して、被災者	情報班	24 時間	県	
	の相談に統一的に対応するために、相		~		
	談・指導内容について協議を行う				
1 - 2	原子力災害に関する情報の一元化を図	情報班	24 時間		
	り、情報の発信元を明確にし、あらか		~		
	じめわかりやすい例文を準備する				
1-3	専用電話回線や窓口に必要な物品を準	資源管理班	24 時間		
	備する		~		
1-4	   各部に 2 名程度の相談窓口担当者の派	資源管理班	24 時間		
	遣を依頼する		~		
1-5	相談窓口担当者の配置を確認し、市本	資源管理班	24 時間		
	部に原子力災害に関する相談窓口の開		~		
	設を報告する				
1-6	原子力災害に関する相談窓口の開設に	統括班	24 時間		
	関する広報を行う	情報班	~		
2 原	子力災害に関する相談窓口を運営する				
2-1	相談窓口担当者が聴取した相談記録を	情報班	72 時間		
	整理する		~		
2-2	安否情報の適切な提供のために必要と	情報班	72 時間	県、笛吹	
	認めるときは、県、笛吹警察署等と協		~	警察署	
	力して、被災者に関する情報を収集す				
	3	Infa tree as			
2-3	相談窓口担当班以外の相談・照会・苦	情報班	72 時間		
	情に関して、関係機関へ伝達し、迅速		$\sim$		
0.4	な処理を依頼する	k# +0 rk	70 11-111		
2-4	相談件数が多い案件について、回答文	情報班	72 時間		
	例や関連文書を作成する 		$\sim$		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	回答文例や関連文書を相談窓口担当者	情報班	72 時間		
	に配布する		$\sim$		
3 風評	平被害などの影響を削減する				
3-1	相談業務等による住民等のニーズを見	情報班	1週間		
	極めた上で、必要な情報を整理する		~		
3-2	風評被害を軽減するため、県と連携し	環境班	1 週間	県	
	て、農地等、観光地、商店街等の環境放		$\sim$		
	射線量を測定する				
3-3	測定結果により安全が確認されたとき	情報班	1週間	報道機関	
	は、メディアや多様な情報伝達手段を		~		
	活用して、迅速に公表し、市域の安全				
	性を全国に情報発信する				

## 4 飲料水、飲食物の摂取制限等

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等
1 飲米	-     外水、飲食物の摂取制限等を実施する			
1 - 1	必要に応じて、県が実施する飲料水の 検査に協力する	水道班	72 時間 ~	県
1-2	国又は県の要請に基づき、対象地域に おける飲食物の出荷制限及び摂取制限 の内容を確認する	農政班 水道班	72 時間	国、県
1-3	市域における飲食物の出荷制限及び摂 取制限の内容を各班に周知する	農政班 水道班	72 時間	
1-4	飲食物の出荷制限及び摂取制限の内容 について、多様な情報伝達手段を活用 して情報提供する	農政班 水道班 情報班	72 時間	報道機関
2 緊急	原時被ばく医療に協力する			
2-1	県の要請があるときは、緊急時の被ば く医療に協力する	救護班	72 時間	県
2-2	実施した緊急時被ばく医療に関する活動内容を整理する	救護班	72 時間 ~	
2-3	メンタルヘルス対策や放射線の影響に よる健康被害に関する広報文等を検討 する	救護班	72 時間 ~	
2-4	メンタルヘルス対策や放射線の影響に よる健康被害の内容について、多様な 情報伝達手段を活用して情報提供する	救護班 情報班	72 時間 ~	報道機関

# 第4節 市民の生活を守るための対策

## 第1 避難生活支援

### 1 避難所の管理運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 避期	 推所を運営する			四世.4	
1 - 1	避難所管理職員、施設管理者と連携し、 避難所内の住民組織の協力を得て、避 難所運営委員会を立ち上げるなど、避	統括班 情報班	直後~	行政区、 自主防災 組織	
1-2	難所運営体制を確立する 避難所運営委員会と連絡調整し、女性 の参画や男女双方の視点に対する配 慮、要配慮者に対する配慮、ペットの 取扱い等を確認する	統括班情報班	直後~	行政区、 自主防災 組織	
1-3	感染症が流行しているときは、マスク や消毒液を確保するとともに、発熱者 等には専用スペースを確保するなど感 染症対策に努める	統括班 情報班 資源管理班	直後~		
1-4	避難所運営委員会と連絡調整し、定期 的に避難者数や活動状況を確認すると ともに、避難所運営に必要な人材、資 機材・物資等を把握する	統括班 情報班	直後~		
1-5	避難所運営に必要な人材、資機材・物 資等を調達する	資源管理班	直後~		
1-6	避難者数や活動状況を定期的に整理 し、市本部へ報告する	統括班 情報班	直後~		
2 避難	推所を統合・閉鎖する				
2-1	避難者が減少するなど、必要に応じて、 市本部に避難所の統合・閉鎖について 具申する	統括班 情報班	1週間		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-2	市本部と連絡調整し、避難所の統合・	統括班	1週間		
	閉鎖方針を確認する	情報班	~		
2-3	市本部から残留する避難者の移動先	統括班	1週間	行政区、	
	(避難所、施設、応急仮設住宅等)を確	情報班	~	自主防災	
	認する			組織	
2-4	避難所運営委員会と連携して、避難者	統括班	1週間	行政区、	
	を市本部指定の場所へ誘導する	情報班	$\sim$	自主防災	
				組織	
2-5	避難所運営委員会と連絡調整し、避難	統括班	1週間	行政区、	
	所の統合・閉鎖を確認する	情報班	$\sim$	自主防災	
				組織	
2-6	避難所の統合・閉鎖状況を市本部に報	統括班	1 週間		
	告する	情報班	~		
避難所運	営ガイドライン (内閣府) <b>回流気</b> 回	山梨県避難所選	軍営マニュア	ル	
		《基本モデル》	(山梨県)		
					回際議
黑斑翅	■ 新型コロナウイルス感染症に				
	対応した避難所運営マニュア				
	ル作成指針(山梨県)				

## 2 被災動物救護対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災	<ul><li>災動物の保護・収容活動体制を確立する</li></ul>				
1-1	飼い主不明又は負傷した愛玩動物(犬、猫など)の発生状況を把握する	環境班	1週間		
1-2	県(衛生薬務課及び動物保護指導センター)、動物愛護団体、ボランティア等 に依頼して、必要に応じた活動体制を 確立する	環境班	1週間	県	
1-3	動物等の保護に必要な人員及び車両の 手配、捕獲用資機材等を調達する	環境班	1週間 ~		
1-4	動物等の収容場所を確保する	環境班	1週間		
2 被災	災動物の保護・収容活動を行う				
2-1	県(衛生薬務課及び動物保護指導センター)、動物愛護団体、ボランティア等 に依頼して、愛玩動物の保護・収容活 動を実施する	環境班	1週間	県	
2-2	広域的な応援要請が必要なときは、市 本部を通じて県に依頼する	環境班	1週間	県	
2-3	愛玩動物の保護・収容活動記録を作成 し、市本部に報告する	環境班	1週間		
	おけるペットの救護対策 イン (環境省)				

# 第2 飲料水・食料・生活必需品の供給

### 1 飲料水供給対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 応急	1 応急給水体制を確立する							
1 - 1	断水地域を把握し、電力や道路の被害	水道班	直後					
	状況等の応急給水に必要な情報を収集		~					
	する							
1 - 2	断水地域や避難所避難者数等の情報か	水道班	直後					
	ら応急給水が必要な地域及び給水必要		~					
	量を推定する							
1-3	給水対象地域、給水場所、給水時間、給	水道班	直後					
	水地域の優先順位等を決定し、給水計		~					
	画を策定する							
1-4	給水計画にしたがい、必要な人員及び	水道班	直後					
	給水車両、給水タンク等の資機材を確		$\sim$					
	保する							
1 - 5	必要に応じて、隣接する水道事業体の	(水)総務班	直後					
	水道施設を給水基地として利用するこ	水道班	~					
	とに関する調整を行う	/ I \ //\ <del>7/</del>		1.15144				
1-6	人員、給水車両、資機材等が不足する	(水)総務班	直後	応援協定				
	ときは、県や応援協定締結団体等に応	水道班	$\sim$	締結団				
1 7	援を要請する	/ 1.\ ⟨\\ ₹\\\\\	±34	体、県				
1 - 7	必要に応じて、飲料水の確保に関する	(水)総務班	直後	応援協定				
	協定を締結している団体等に飲料水の 供給を要請する	資源管理班	$\sim$	締結団体				
2 応急	映和を安請する 急給水を実施する							
		(-la) VW ZATIT	古公					
2-1	住民に対し、断水状況、給水場所、応急	(水)総務班	直後					
	給水方法、復旧見込み、水質についての注意東頂笠を広却する	水道班	$\sim$					
	の注意事項等を広報する							
2-2	給水計画にしたがい、応急給水に必要	(水)総務班	直後	応援協定				
	な人員、給水車両、資機材を給水場所	水道班	~	締 結 団				
	(市役所及び避難所)に配置する			体、県				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	運搬給水するときは、運搬用具の洗浄、	水道班	直後	応援協定	
	消毒を行う		~	締 結 団	
				体、県	
2-4	避難所、医療機関、社会福祉施設など	水道班	直後	応援協定	
	緊急性の高いところから1人1日3リ		$\sim$	締 結 団	
	ットルを目安に飲料水を応急給水する			体、県	
2-5	必要に応じて、1人暮らし高齢者や障	(水)総務班	直後	災害ボラ	
	がい者等の要配慮者にポリタンク等に	水道班	$\sim$	ンティア	
	よる戸別給水を実施する				
2-6	給水計画にしたがい、1人1日20リッ	水道班	72 時間	応援協定	
	トルを目安に飲料水と生活用水を応急		$\sim$	締 結 団	
	給水する			体、県	
2-7	応急給水実施記録を作成し、保管する	水道班	72 時間		
			~		
2-8	応急給水実施状況を市本部に報告する	(水)総務班	72 時間		
			~		
山梨県災害救助法施行細則		災害救助法(内	<u></u>	ページ)	

## 2 食料供給対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 食料	1 食料を確保する							
1 - 1	避難所避難者の数やニーズ等から応急	資源管理班	24 時間					
	的に確保する食料の必要量を推定する		~					
1-2	備蓄物資を確認するとともに、応援協	資源管理班	24 時間	J Aふえふ				
	定締結団体の被災状況を確認し、応援	農政班	~	き、応援協				
	の可否を把握する			定締結団体				
1-3	必要に応じて、市入札指名名簿に登録	資源管理班	24 時間					
	された企業等からの調達可能な食料を把握する	農政班	~					
1-4	確保すべき食料の品目、数量、調達先、	資源管理班	24 時間					
	食品集積場所等をとりまとめた食料調 達計画を作成する		~					
1-5	食料調達計画にしたがい、協定締結業	資源管理班	24 時間	応援協定				
	者等に協力を依頼するなど食料を確保		~	締結団体				
	する							
1-6	必要な食料が市内において調達が困難	資源管理班	24 時間	県				
	と見込まれるときは、県に応援を要請		~					
	する							
2 必要	Eに応じて、食品集積場所を確保する		T					
2-1	県輸送拠点設置状況、提供される物資	資源管理班	24 時間					
	量等を勘案して、食品集積場所(地域	(社)総務班	~					
	内輸送拠点)の設置について検討する							
2-2	市本部の判断に基づき、食品集積場所	資源管理班	24 時間					
	(地域内輸送拠点)の設置を決定し、	(社)総務班	~					
	施設管理者に開設を要請する	V/-> V						
2-3	物資量により拠点が不足するときは、	資源管理班	24 時間					
	民間事業者に物流倉庫等の利用に関す る協力を要請する	(社)総務班	$\sim$					
2-4	食品集積場所(地域内輸送拠点)の開	資源管理班	24 時間	自主防災組				
	設・管理スタッフを確保する	(社)総務班	~	織、災害ボ				
				ランティア				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 食料	4を供給する				
3-1	調達した食料の受付記録を作成し、保 管する	農政班	24 時間		
3-2	調達した食料をもとに、食料供給計画 を作成する	農政班	24 時間		
3-3	供給計画にしたがい、住民に対し、食料の供給場所や今後の供給見込み等を 広報する	(社)総務班 農政班	24 時間 ~		
3-4	必要に応じて、食料配給等に協力する 災害ボランティアを確保する	(社)総務班 農政班	24 時間 ~	自主防災組 織、災害ボ ランティア	
3-5	避難所等へ食料の搬送・供給を行う	農政班	24 時間		
3-6	供給した食料の記録を作成し、保管する	農政班	24 時間 ~		
3-7	食料の供給実施状況を市本部に報告する	(社)総務班	24 時間 ~		
4 必要	更に応じて、炊き出しを実施する			•	
4-1	学校給食センター、共同調理場の被災 状況を把握し、炊き出しに利用可否を 確認する	(教)総務班	24 時間 ~		
4-2	炊き出しを実施するときは、米穀、人 材、資機材、場所等を確保する	(教)総務班	24 時間	日本赤十字社	
4-3	必要に応じて、市本部を通じて、自衛 隊等の協力を依頼する	(教)総務班	24 時間 ~	自衛隊	
4-4	炊き出しを実施したときは、炊き出し の実施記録を作成し、保管する	(教)総務班	24 時間		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-5	炊き出しの実施状況を市本部に報告す る	(教)総務班	24 時間 ~		
	害救助法施行細則       □	災害救助法(內	内閣府ホーム	ページ)	

### 3 生活必需物資供給対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
1 生活	1 生活必需品を確保する								
1 - 1	避難所避難者の数やニーズ等から応急	資源管理班	24 時間						
	的に確保する生活必需品や燃料の必要		~						
	量を推定する								
1-2	備蓄物資を確認するとともに、応援協	資源管理班	24 時間	笛吹市商工					
	定締結団体の被災状況を確認し、応援	観光商工班	~	会、応援協					
	の可否を把握する			定締結団体					
1-3	必要に応じて、市入札指名名簿に登録	資源管理班	24 時間						
	された企業等からの調達可能な生活必	観光商工班	~						
	需品や燃料を把握する								
1-4	確保すべき物資の品目、数量、調達先、	資源管理班	24 時間						
	物資集積場所等をとりまとめた生活必		~						
	需品や燃料の調達計画を作成する								
1-5	生活必需品や燃料の調達計画にしたが	資源管理班	24 時間	応援協定					
	い、協定締結業者等に協力を依頼する		~	締結団体					
	など生活必需品や燃料を確保する	Vira No. 646 and also							
1-6	必要な生活必需品や燃料が市内におい	資源管理班	24 時間	県					
	て調達が困難と見込まれるときは、県		$\sim$						
0 1/3	に応援を要請する								
	要に応じて、救援物資集積場所を確保する (((**た)には、			Ι					
2-1	災害規模、県の輸送拠点設置状況、提	資源管理班	24 時間						
	供される物資量等を勘案して、救援物	(社)総務班	$\sim$						
	資集積場所(地域内輸送拠点)の設置								
0.0	について検討する		0.4 11 + 11 11						
2-2	市本部の判断に基づき、救援物資集積	資源管理班	24 時間						
	場所(地域内輸送拠点)の設置を決定	(社)総務班	$\sim$						
2-3	し、施設管理者に開設を要請する 物資量により拠点が不足するときは、	資源管理班	24 時間						
∠-3	物質単により拠点が不足するとさは、 民間事業者に物流倉庫等の利用に関す	(社)総務班	24 时间   ~						
	る協力を要請する	(   工/							
2-4	つ	資源管理班	24 時間	自主防災組					
	の開設・管理スタッフを確保する	(社)総務班	~ ~	一					
				一般、炎音が					
				7 4 7 1 1					

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 生活					
3-1	調達した生活必需品や燃料の受付記録 を作成し、保管する	観光商工班	24 時間		
3-2	調達した生活必需品や燃料をもとに、 生活必需品や燃料の供給計画を作成する	観光商工班	24 時間 ~		
3-3	供給計画にしたがい、住民に対し、生 活必需品や燃料の供給場所や今後の供 給見込み等を広報する	(社)総務班 観光商工班	24 時間 ~		
3-4	必要に応じて、生活必需品の配分等に 協力する災害ボランティアを確保する	(社)総務班 観光商工班	24 時間	自主防災組 織、災害ボ ランティア	
3-5	避難所等へ生活必需品や燃料の搬送・ 供給を行う	観光商工班	24 時間		
3-6	供給した生活必需品や燃料の記録を作 成し、保管する	観光商工班	24 時間 ~		
3-7	生活必需品や燃料の供給実施状況を市本部に報告する	(社)総務班	24 時間 ~		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ) (山梨県ホームページ)		災害救助法(P	内閣府ホーム	ページ)	

## 第3 行方不明者等の捜索及び死体の火葬

## 1 行方不明者及び死体の捜索

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 行力	万不明者及び死体の捜索協力体制を確立する。	-る			
1 - 1	消防団、笛吹警察署、自主防災組織等	住民班	直後~	消防団、笛	
	と連絡調整し、住民からの問合せや行			吹警察署、	
	方不明者の捜索依頼に関する情報を把			自主防災組	
	握する			織	
1-2	笛吹警察署から協力要請があったとき	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	は、相談窓口の設置等や捜索への協力		~		
	体制を確立する				
1-3	必要に応じて、自衛隊の災害派遣を県	資源管理班	24 時間	県、自衛	
	に要求する		~	隊	
		V/ca \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \			
1-4	さらに要員及び資機材等が不足すると	資源管理班	24 時間	協定締結	
	きは、協定締結自治体又は県に応援を		$\sim$	自治体、	
0 45-1	要請する			県	
	万不明者及び死体の捜索に協力する ・	A- D-FIF	0.4 114 111	44-1 #4-5-III	
2-1	相談窓口において、住民からの問合せ	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	や行方不明者の捜索依頼に関する情報 を把握する		70		
2-2	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、	住民班	24 時間	笛吹警察署	
2 2	特徴、所持品等の情報を整理する		~ ~	田外書宗有	
	NW. Might design of the control of t				
2-3	笛吹警察署が作成する要捜索者リスト	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	の作成に協力し、行方不明者に関する	,	~		
	情報を共有する				
2-4	必要に応じて、安否不明者の氏名等を	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	公表し、その安否情報の収集・精査を		~		
	行うことにより、迅速な要救助者の特				
	定に努める				
2-5	身元不明の死体を発見したときは、笛	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	吹警察署に連絡し、医師立会いのもと		$\sim$		
	に検視を行い、身元の確認に努める				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	身元不明の死体を発見したときは、死	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	体及び所持品等を写真撮影するととも		$\sim$		
	に、人相、所持品、着衣、特徴等を記録				
	し、遺留品を保管する				
2-7	行方不明者の捜索に関する実施年月	住民班	24 時間	笛吹警察署	
	日、実施地域、実施方法及び状況、捜索		~		
	対象行方不明者数を整理する				
2-8	行方不明者の捜索に関する整理結果を	住民班	24 時間		
	市本部に報告する		~		
					_
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)		災害救助法(P	内閣府ホーム	ページ)	

#### 2 死体の処理

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 死体	本の収容実施体制を確立する				
1 - 1	被害規模、死者、行方不明者数等から	(住)総務班	24 時間		
	遺体安置所の設置に関する検討を行う		~		
1-2	必要に応じて、公共施設を中心とした	(住)総務班	24 時間		
	既存の建物から遺体安置所を指定する		~		
1-3	遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用	(住)総務班	24 時間	応援協定	
	品等や葬祭作業及び遺体の搬送に必要 な要員、車両を確保する		~	締結団体	
1-4	遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用	(住)総務班	24 時間	県	
	品等や葬祭作業及び遺体の搬送に必要		~		
	な要員、車両が不足するときは、県(衛 生薬務課)に協力を要請する				
1-5	遺体安置所を開設し、必要な要員を配	(住)総務班	24 時間		
	置する	()	~		
1 - 6	遺体安置所の開設場所や開設期間につ	(住)総務班	24 時間		
	と		~		
2 遺体	本の収容・安置を行う				
2-1	笛吹警察署、笛吹市医師会、笛吹地区	(住)総務班	72 時間	笛吹警察	
	歯科医師会、県又はその他協力医師等	救護班	~	署、笛吹市 医師会、笛	
	と連絡調整し、検視及び検案に協力す			吹地区歯科	
	る			医師会、峡	
2-2	   必要に応じて、日本赤十字社が実施す	(住)総務班	72 時間	東保健所 日本赤十	
	る洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を		~	字社	
	納棺し、一時収容・安置する				
2-3	検視を終えた遺体について、笛吹警察	(住)総務班	72 時間	笛吹警察	
	署、行政区、自主防災組織等と連携し、		~	署、行政	
	身元不明遺体の身元確認と身元引受人			区、自主	
	の発見を行う			防災組織	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、市本部に報告する	(住)総務班	72 時間 ~		
2-5	安置された遺体全ての引渡しが完了し たとき、遺体安置所を閉鎖する	(住)総務班	2週間		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ) (山梨県ホームページ)		災害救助法(戸	内閣府ホーム	ページ)	

### 3 死体の火葬

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要		
1 火葬の実施体制を確立する							
1 - 1	東八代広域行政事務組合と連絡調整	(住)総務班	24 時間	東八代広域			
	し、斎場の機能状況を把握する		~	行政事務組			
				合			
1-2	東八代広域行政事務組合と協力して、	(住)総務班	24 時間	東八代広域			
	葬儀業者の紹介や遺族の要望とりまと		~	行政事務組			
	めなどを実施する相談窓口を開設する			合			
1-3	死者数、近隣市町の斎場の機能状況を	(住)総務班	24 時間	東八代広域			
	把握する		~	行政事務組			
				合			
1-4	必要に応じて、県(衛生薬務課)に広域	(住)総務班	24 時間	県			
	火葬に関する応援を要請する	資源管理班	~				
1 - 5	斎場利用方法の調整を行い、火葬計画	(住)総務班	24 時間	東八代広域			
	を作成する		~	行政事務組			
				合			
1-6	火葬計画にしたがい、葬祭業者等に遺	(住)総務班	24 時間	東八代広域			
	体搬入車両の確保、斎場への遺体の搬		~	行政事務組			
	送を依頼する			合			
2 火蓼	草の手続きを行う						
2-1	遺族が確認できるときは、遺族等に対	(住)総務班	72 時間	東八代広域			
	して、火葬許可証を発行する		~	行政事務組			
				合			
2-2	死亡した者の遺族がいないときや確認	(住)総務班	72 時間	東八代広域			
	できないときは、関係法規に基づいて		~	行政事務組			
	火葬手続きを行う			合			
2-3	埋火葬を実施するために必要な埋火葬	(住)総務班	72 時間	東八代広域			
	台帳、埋火葬支出関係書類等を作成す		~	行政事務組			
	る			合			
3 遺体	本の火葬を行う						
3-1	関係法規に基づいて、火葬を行う	(住)総務班	72 時間	東八代広域			
			~	行政事務組			
				合			

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	火葬後、遺骨等の引取り手がいるとき	(住)総務班	72 時間	東八代広域	
	は、遺骨・遺品等を引渡す		~	行政事務組	
				合	
3-3	引取り手のない遺骨は、納骨堂又は寺	(住)総務班	72 時間	東八代広域	
	院に一時保管を依頼し、縁故者がわか		~	行政事務組	
	り次第、引継ぐ			合	
3-4	引取り手のない遺骨・遺品や記録(写	(住)総務班	72 時間	東八代広域	
	真撮影を含む)等を一時的に保管する		~	行政事務組	
				合	
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)		災害救助法(P	内閣府ホーム	ページ)	

## 第4 ライフラインの応急復旧

## 1 上水道施設応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 上力	k道施設の被害調査を行う				
1-1	下水道、電力、通信等関係機関と協力 体制を確立し、道路等占用施設の被害 状況の情報交換を行う	(水)総務班 水道班	直後~		
1-2	水道施設、管理施設、断水地域・戸数等 の緊急調査体制を確立する	(水)総務班 水道班	直後~		
1-3	水道施設、管理施設、断水地域・戸数、 道路被害状況等の被害調査を行い、被 害状況を把握する	(水)総務班 水道班	直後~		
1-4	水道施設等の被害調査結果を整理する	(水)総務班 水道班	直後~		
1-5	水道施設等の被害調査結果を市本部に 報告する	(水)総務班 水道班	直後~		
1-6	給水停止又は断水のおそれが生じたと きは、住民及び消防機関等に対して影 響区域を速やかに周知する	(水)総務班 水道班	直後~		
2 上7	k道施設の応急復旧体制を確立する				
2-1	被害調査結果等をもとに、応急復旧の 方針を決定する	水道班	24 時間		
2-2	応急復旧方針にしたがい、要員配置、 資機材調達、作業日程等の情報を加味 した復旧計画を作成する	水道班	24 時間 ~		
2-3	復旧計画にしたがい、応急復旧工事に 投入可能な車両や人員を確保する	(水)総務班 水道班	24 時間 ~	笛吹市管 工事組合	
2-4	必要に応じて、協定締結自治体等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	(水)総務班 水道班	24 時間 ~	協定締結 自治体	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	断水地域や復旧見込み等について、住 民に広報する	(水)総務班 水道班	24 時間		
3 上7	火道施設の応急復旧を実施する				
3-1	復旧計画にしたがい、工事業者等へ水 道施設の応急復旧工事業務を発注する	水道班	24 時間		
3-2	地下埋設管の復旧については、道路管 理者、笛吹警察署、地下埋設施設の管 理者等と協議を実施する	(水)総務班 水道班	24 時間 ~		
3-3	発注業務を進捗管理し、水道施設の応 急復旧工事の実施状況を把握する	水道班	24 時間		
3-4	必要に応じて、仮設配水管、消火栓を 設置する	水道班	24 時間 ~		
3-5	水道施設の応急復旧状況を整理する	(水)総務班 水道班	24 時間		
3-6	水道施設の応急復旧状況を市本部に報 告する	(水)総務班 水道班	72 時間		
3-7	水道施設の応急復旧にかかった費用を 精算する	水道班	2週間		
	急時対応の手引き 団法人日本水道協会) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

## 2 下水道施設応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 下力	<道施設の被害調査を行う				
1-1	上水道、電力、通信等関係機関と協力 体制を確立し、道路等占用施設の被害 状況の情報交換を行う	下水道班	直後~		
1-2	マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する	下水道班	直後~		
1-3	下水道関係施設の被害調査を行い、被 害状況を詳細に把握する	下水道班	直後~		
1-4	マンホールからの溢水があるときは、 必要に応じて、バキュームカーでの排 出措置を講じる	下水道班	直後~		
1-5	下水道施設等の被害調査結果を整理する	(水)総務班 下水道班	直後~		
1-6	下水道施設等の被害調査結果を市本部 及び県(下水道室)に報告する	(水)総務班 下水道班	直後~	県	
2 下力	・ K道施設の応急復旧体制を確立する				
2-1	被害調査結果等をもとに、管理破断箇 所、機能低下区域等を特定し、応急復 旧の方針を決定する	下水道班	24 時間		
2-2	応急復旧方針にしたがい、要員配置、 資機材調達、作業日程等の情報を加味 した復旧計画を作成する	下水道班	24 時間 ~		
2-3	復旧計画にしたがい、応急復旧工事に 投入可能な車両や人員を確保する	(水)総務班 下水道班	24 時間 ~		
2-4	必要に応じて、県 (下水道室)、協定締結自治体等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	(水)総務班 下水道班	24 時間	県、協定 締結自治 体	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要				
2-5	下水道の被害影響範囲区域について、	(水)総務班	24 時間						
	住民に広報する	下水道班	~						
3 下力	3 下水道施設の応急復旧を実施する								
3-1	復旧計画にしたがい、工事業者等へ下	下水道班	24 時間						
	水道施設の応急復旧工事業務を発注す		~						
	3								
3-2	地下埋設管の復旧については、道路管	(水)総務班	24 時間						
	理者、笛吹警察署、地下埋設施設の管	下水道班	~						
	理者等と協議を実施する	- 1 )							
3-3	発注業務を進捗管理し、下水道施設の	下水道班	24 時間						
	応急復旧工事の実施状況を把握する		$\sim$						
3-4	下水道施設の復旧状況を整理する	(水)総務班	24 時間						
		下水道班	~						
3-5	下水道施設の復旧状況を市本部に報告	(水)総務班	24 時間						
	する	下水道班	~						
3-6	   下水道施設の応急復旧にかかった費用	下水道班	24 時間						
	を精算する		~						
下水道危	機管理マニュアル作成の手引き								
(公益社団	图法人日本下水道協会) <b>回 (1)</b>								

### 3 電力·通信·鉄道等施設応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 電力	プ・通信・手有働等施設の被害状況を確認。	まする			
1 - 1	電力、通信、鉄道等の各事業者と連絡	統括班	直後~	ライフライ	
	調整し、連絡担当者を相互に決める	情報班		ン事業者※	
1-2	電力、通信、鉄道等の各事業者の被害	統括班	直後~	ライフライ	
	状況を確認し、施設の復旧見込みを把 握する	情報班		ン事業者*	
1-3	電力、通信、鉄道等の各事業者の被害、	統括班	直後~	ライフライ	
	復旧見込みなどの概況をとりまとめる	情報班		ン事業者*	
1-4	電力、通信、鉄道等の各事業者の被害、	統括班	直後~	ライフライ	
	復旧見込みなどについて、住民に広報	情報班		ン事業者※	
	する				
2 ライ	/ フライン施設の復旧状況を確認する				
2-1	電力、通信、鉄道等の各事業者の施設	統括班	24 時間	ライフライ	
	の復旧状況を把握する	情報班	~	ン事業者*	
2-2	必要に応じて、電力、通信、鉄道等の各	統括班	24 時間	ライフライ	
	事業者の応急復旧対策に協力する	情報班	~	ン事業者※	
2-3	電力、通信、鉄道等の各事業者の施設	統括班	24 時間	ライフライ	
	の復旧状況などをとりまとめる	情報班	~	ン事業者*	
2-4	電力、通信、鉄道等の各事業者の施設	統括班	24 時間	ライフライ	
	の復旧状況などについて、住民に広報	情報班	$\sim$	ン事業者**	
	する				
指定公共	機関の防災業務計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

#### ※ライフライン事業者

電力:東京電力パワーグリッド株式会社

通信:東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ

鉄道:東日本旅客鉄道株式会社

## 第5 要配慮者支援

### 1 避難所等における要配慮者支援

1 要配慮者の避難生活支援体制を確立する         1-1 避難所等に避難している要配慮者数等を把握する       (福)総務班 24 時間を把握する         1-2 市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、巡回相談体制を確立する 福祉班 液護班       福祉班 液護班         1-3 必要に応じて、事前に把握している有 資格者や専門家、協定締結団体等に協 福祉班 液協議会       (福)総務班 24 時間 市社会福 祉協議会	
を把握する       ~         1-2       市社会福祉協議会、ボランティア等と (福)総務班 塩携し、巡回相談体制を確立する 福祉班 救護班       24 時間 市社会福 祉協議会 水護班         1-3       必要に応じて、事前に把握している有 資格者や専門家、協定締結団体等に協 福祉班 ~       (福)総務班 24 時間 市社会福 祉協議会	
1-2       市社会福祉協議会、ボランティア等と (福)総務班	
連携し、巡回相談体制を確立する       福祉班       ~       祉協議会         1-3       必要に応じて、事前に把握している有 資格者や専門家、協定締結団体等に協       (福)総務班       24 時間       市社会福 祉協議会	
連携し、巡回相談体制を確立する       福祉班       ~       祉協議会         1-3       必要に応じて、事前に把握している有 資格者や専門家、協定締結団体等に協       (福)総務班       24 時間       市社会福 祉協議会	
救護班   1-3   必要に応じて、事前に把握している有 (福)総務班 24 時間   市社会福   資格者や専門家、協定締結団体等に協   福祉班   ~   祉協議会	
1-3 必要に応じて、事前に把握している有 (福)総務班 24 時間 市社会福 資格者や専門家、協定締結団体等に協 福祉班 ~ 祉協議会	
資格者や専門家、協定締結団体等に協 福祉班 ~ 祉協議会	
力を要請し、避難所等の巡回相談体制   救護班	
を確立する	
1-4 必要に応じて、市本部に職員派遣等を (福)総務班 24 時間	
要請し、避難所等の巡回相談体制を確	
立する	
2 要配慮者のニーズを把握する	
2-1 巡回相談チームを派遣する避難所等を 福祉班 24 時間	
決定する 救護班 ~	
2-2   避難所等に巡回相談チームを派遣する   福祉班   24 時間	
など要配慮者の実態調査を行う 救護班 ~	
2-3   巡回相談チームからの報告をもとに、   福祉班   24 時間	
要配慮者の人的、物的支援ニーズを整 救護班 ~ 理する	
理りる	
3-1 関係各班と要配慮者の人的、物的支援 (福)総務班 24 時間	
3-1 関係各班と安配應有の人的、物的文後 (福) 秘務班 24 時间   ニーズにしたがい、対応方針を検討す   ~	
- 人にしたが、 対応力如を使的 y	
3-2 対応方針にしたがい、要配慮者の避難 (福)総務班 24 時間	
生活上必要となる人材を確保する	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-3	対応方針にしたがい、要配慮者の避難	(福)総務班	24 時間		
	生活上必要となる福祉用具・物資等を		~		
	確保する				
3-4	必要に応じて、福祉避難所、緊急入所	福祉班	24 時間		
	施設、医療機関へ避難する者のスクリ	救護班	$\sim$		
	ーニングを実施する				
3-5	福祉避難所、緊急入所施設、医療機関	福祉班	24 時間	市社会福	
	等での対応が必要な要支援者があると	救護班	$\sim$	祉協議会	
	きは、ボランティア等の協力を得て搬				
	送する				

## 2 福祉避難所等の開設、運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 福祉	止避難所等を開設する				
1 - 1	状況に応じて、指定避難所の一室又は	(福)総務班	24 時間		
	一画を要支援者用の福祉避難室として		$\sim$		
	開設したことを確認する				
1-2	必要に応じて、福祉避難室の運営に必	(福)総務班	24 時間		
	要な人材、物資、資機材等を確保する		$\sim$		
1-3	避難所の施設管理者と連絡調整し、福	(福)総務班	24 時間		
	祉避難所開設ニーズを確認する		~		
1-4	福祉避難所の開設が必要なときは、福	(福)総務班	24 時間	市社会福	
	祉避難所の開設可否を確認し、開設場	福祉班	$\sim$	祉協議会	
	所を決定し、施設管理者に通知する				
1 - 5	福祉避難所の開設を確認し、市本部に	(福)総務班	24 時間		
	報告する		~		
1-6	福祉避難所の開設について、住民に広	(福)総務班	24 時間		
	報する		$\sim$		
2 福祉	止避難所等を運営する				
2-1	開設された福祉避難所に避難した避難	福祉班	24 時間	市社会福	
	者及び家族の避難者名簿を作成する		~	祉協議会	
2-2	開設された福祉避難所より、避難者の	福祉班	24 時間	市社会福	
	数、支援のニーズ、必要物資等の情報		$\sim$	祉協議会	
	を定期的に把握する				
2-3	支援のニーズを踏まえ、開設した福祉	(福)総務班	24 時間	市社会福	
	避難所の運営に必要な人材(福祉避難		$\sim$	祉協議会	
	所相談員)、物資、資機材等を確保する	/1→\ /n →/			
2-4	開設した福祉避難所の運営に関する人	(福)総務班	24 時間		
	材(福祉避難所相談員)、物資、資機材		$\sim$		
	等が不足するときは、県に応援を要請 する				
L	/ 2				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	福祉避難所避難者の健康維持に努め、	福祉班	24 時間	市社会福	
	必要に応じて、緊急入所施設、緊急シ		~	祉協議会	
	ョートステイ、医療機関等への搬送を				
	依頼する				
3 福祉	止避難所等を閉鎖する				
3-1	福祉避難所の統廃合を検討する	(福)総務班	1週間	市社会福	
			~	祉協議会	
3-2	市本部の福祉避難所の統廃合の決定を	(福)総務班	1週間	市社会福	
	受け、残留避難者の受入先の調整を行		$\sim$	祉協議会	
	j				
3 – 3	避難している要配慮者及びその家族に	福祉班	1週間	市社会福	
	福祉避難所の統廃合について説明する		~	祉協議会	
3-4	必要に応じて、避難者を受入先へ搬送	福祉班	1週間		
	する		~		
		I - 1 1 - 1 .	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
3-5	運営スタッフと協力し、後片付けを行	福祉班	1週間	市社会福	
	い、施設の原状を回復する		$\sim$	祉協議会	
2 6		( <del>/</del> 古) {	1 2回目目	士払入垣	
3-6	福祉避難所運営に関する記録等を整理	(福)総務班	1週間	市社会福	
	する	福祉班	~	祉協議会	
3-7	 	(福)総務班	1週間		
	個性無別の別類元」を日本品に報合	(T田/ NO4方少工			
	7 4				

## 第6 防疫対策

### 1 防疫活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 防疫	・ 受活動体制を確立する				
1-1	防疫活動を必要とする地域を把握し、	環境班	24 時間		
	人員及び車両、防疫用資器材及び防疫		~		
	用薬剤等の必要量を算出する				
1-2	県の指導に基づき、必要量に応じた防	環境班	24 時間	峡東保健	
	疫組織を編成する		~	所	
1-3	消毒方法、消毒薬剤等の配布方法、配	環境班	24 時間		
	布場所、消毒地域の優先順位等を決定		~		
1 4	する	1年14年11年	0.4 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
1-4	防疫活動に必要な人員及び車両の手 配、防疫用資器材及び防疫用薬剤等を	環境班	24 時間		
	確保する では、 の 校 の は の は の は の は の は の は の は の は の は				
1-5	必要な人員及び車両、防疫用資器材及	環境班	24 時間	峡東保健	
	び防疫用薬剤等が不足するときは、県	9K9U91	~	所	
	に調達の斡旋を要請する			/21	
2 防疫	と活動を実施する				
2-1	感染症の予防及び感染症の患者に対す	環境班	72 時間	峡東保健	
	る医療に関する法律や災害防疫実施要		~	所	
	綱に基づき、家屋、道路等の消毒やそ				
	族昆虫等の駆除等の災害防疫活動を実				
	施する				
2-2	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫等の駆	環境班	1週間		
	除等の防疫活動記録を作成する		$\sim$		
0 0		구Ⅲ (한 구)·~	- AE BB		
2-3	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫等の駆除等の防疫活動は思かますがにおよす	環境班	1週間		
	除等の防疫活動結果を市本部に報告す る		$\sim$		
2-4	©	環境班	1週間	峡東保健	
Δ <sup>-</sup> 4	除等の防疫活動記録を県に提出する			所	
	ラスト・プログロが日から といい はままれる			171	
		l	<u> </u>	1	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
災害防疫(厚生省	実施要綱 公衆衛生局長通知)  「日本の主義を表現した」 「				

## 2 避難所の防疫指導等

手順	実施内容	担当	時期	協働する 摘要 団体等
1 食品	品衛生管理、食中毒の被害拡大防止等に協	引する	1	
1 - 1	県の指示・指導に基づき、食品衛生管	救護班	24 時間	峡東保健
	理に関する情報(食物等の衛生に注意		~	所
	し、感染症に関する正しい知識を持ち、			
	その予防に注意を払う)を発信する			
1 - 2	必要に応じて、食品衛生関係団体と連	救護班	24 時間	峡東保健
	携し、飲食物の衛生確保のための指導		~	所
	を実施する			
1-3	避難所、社会福祉施設等で集団食中毒	救護班	24 時間	峡東保健
	が発生したときは、県に検病調査のた		~	所、笛吹
	めに必要な班の派遣を要請する			市医師会
1-4	県が実施する検病検査、二次感染予防	救護班	24 時間	峡東保健
	の啓発等に協力する		~	所
1 - 5	避難所、社会福祉施設等における食中	救護班	24 時間	
	毒患者数等を把握し、市本部に報告す		~	
	る			
2 避菓	推所の衛生管理を実施する			
2-1	各避難所の避難者数等を把握し、手指	救護班	72 時間	
	用消毒アルコール薬剤、衛生資材等の		~	
	必要数を確保する			
2-2	各避難所に手指用消毒アルコール薬	救護班	72 時間	
	剤、衛生資材を配布する		~	
2-3	感染症の予防等に関する注意事項に関	救護班	72 時間	
	するパンフレット等を作成・配布し、	情報班	~	
	衛生教育及び広報活動を行う			
2-4	必要に応じて、県に検病調査のために	救護班	72 時間	峡東保健
	必要な班の派遣を要請し、衛生管理の		~	所
	調査等を依頼する			
2-5	県が臨時予防接種を実施するときは、	救護班	72 時間	峡東保健
	県に協力する		~	所

# 第5節 早期復旧に向けた対策

### 第1 住宅の確保

### 1 応急仮設住宅の供与

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要	
1 応急	1 応急仮設住宅の供与に関する準備を行う					
1 - 1	避難所における被災調査等により、応	住宅班	72 時間			
	急仮設住宅需要を推定する		~			
1-2	   市営住宅の被害状況を確認するととも	住宅班	72 時間			
	に、提供可能な空き室数を把握する		~			
1-3	必要に応じて、県(建築住宅課、住宅対	住宅班	72 時間	県		
	策室)に県営住宅の提供可能戸数、民		~			
	間賃貸住宅の借上可能戸数を確認する					
1-4	応急仮設住宅の供給(公営住宅等の一	住宅班	72 時間			
	時提供、民間賃貸住宅の借上含む)見		~			
	込みを整理する					
1 - 5	応急仮設住宅の建設が必要と見込まれ	住宅班	72 時間			
	るときは、応急仮設住宅建設予定地の		~			
	現況を把握し、建設の適否を確認する					
1 - 6	応急仮設住宅の建設が必要と見込まれ	住宅班	72 時間			
	るときは、応急仮設住宅の建設予定地		~			
	を選定し、建設用地使用に係る諸手続					
	き(土地の使用許可申請等)を行う					
1-7	入居対象者の資格、優先順位等の条件	住宅班	72 時間			
	を決定する		~			
2 応急	急仮設住宅の供与に関する相談窓口を開設	とする	ı	ı		
2-1	災害救助法の適用と県知事から当該救	住宅班	72 時間			
	助の委任の有無を市本部に確認する		~			

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-2	災害救助法が適用され、県より事務委	住宅班	72 時間		
	任されたとき、応急仮設住宅の供与に		~		
	関する申込受付体制を確立する				
2-3	市役所本館に応急仮設住宅の供与に関	住宅班	72 時間		
	する申込等の相談窓口を開設する		~		
2-4	応急仮設住宅の供与の相談窓口開設に	住宅班	72 時間		
	関して、住民に広報する		~		
3 応急	急仮設住宅の供与に関する申込受付を実施	する			
3-1	相談者に制度の説明を行うとともに、	住宅班	1週間		
	入居者要件、物件条件、費用負担内容、		~		
	入居期間、手続きの流れ、入居申込時				
	の必要書類について説明する				
3-2	入居申込・住宅提供申出等の受付を実	住宅班	1週間		
	施する		~		
3-3	応急仮設住宅の供与(建設型又は賃貸	住宅班	1週間		
	型の供給等)の需要を整理する		~		
		<b>N</b> . 1			
3-4	応急仮設住宅の供与(建設型又は賃貸	住宅班	1 週間		
	型の供給等)の需要を県に報告する		~		
0.5	■ (海劵分字部) の代名に乳分字の単	A-Portin	O JEE BE	ıĦ	
3-5	県(建築住宅課)の応急仮設住宅の供 与方針(建設型又は賃貸型の供給等)	住宅班	2週間	県	
	ラカゴ (建設空入は貢貢室の供給等) を確認する				
4 公営	を確認する   営住宅の一時提供を実施する		<u> </u>		
4 Z = 4 - 1	は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	住宅班	2週間		
4-1	中込有に対し、番鱼、抽選寺を打い、公 営住宅の入居者を決定する	仁七姓			
4-2		住宅班	2週間		
1 2	鍵の引渡しを行う	115 U-74			
4-3		住宅班	2週間		
	管理台帳を整備する		~		

				協働する	
手順	実施内容	担当	時期	団体等	摘要
4-4	県営住宅を提供するときは、県(住宅	住宅班	2週間	県	
	対策室)に一時使用承認申請を行う		~		
		/) -h			
4-5	県(住宅対策室)から県営住宅の一時	住宅班	1 か月	県	
	使用承認と鍵を受領したときは、入居 者に鍵の引渡しを行う		$\sim$		
4-6	入居者の入居完了届を取得し、入居者	住宅班	1 か月		
	管理台帳を整備するとともに、県に入		$\sim$		
	居完了を報告する				
5 賃賃	<u>-</u> 資型応急住宅を供給する		•		
5-1	賃貸型応急住宅の入居申込書類を受理	住宅班	2週間		
	したときは、入居要件確認、形式審査		~		
	を行い、受付簿を作成する				
5-2	県 (建築住宅課) に受付簿、入居申込書	住宅班	2週間	県	
	類を提出する		$\sim$		
	旧 / 净炒 A 卢钾) 4 . A . A . D . D . D . D . D . D . D . D	A Artr	O ,EI III	IB	
5-3	県(建築住宅課)から入居完了日が入	住宅班	2週間	県	
	力された受付簿を受領したときは、入   居者台帳を作成する				
5-4	入居世帯の状況を把握するとともに、	住宅班	1 か月		
	必要に応じて、入居者に対し、生活再	,	~		
	建支援の相談窓口や助成制度等の周知				
	を行う				
6 建設	・ 型応急仮設住宅を供給する				
6-1	申込者に対し、審査、抽選等を行い、建	住宅班	2週間		
	設型応急仮設住宅の入居者を決定する		~		
			O Mil Hill	п	
6-2	入居予定者リストを作成し、県(建築	住宅班	2週間	県	
	住宅課)に提示する		~		
6-3	   県(建築住宅課)から実施設計図書を	住宅班	2週間	県	
	取得し、着工日等を確認する	/-	~		
					_
6-4	建設型応急仮設住宅の建設に係る工程	住宅班	1 か月		
	管理(地縄張り、中間確認、完成検査立		~		
	会い)を行う				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
6-5	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを 行う	住宅班	1 か月 ~		
6-6	営繕を要する事象が発生したときは、 適宜対応するなど維持管理・営繕業務 を実施する	住宅班	1 か月 ~		
被災者の住まいの確保 (内閣府ホームページ)		災害救助法(戸	内閣府ホーム	ページ)	

#### 2 被災住宅の応急修理

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災	《住宅の応急修理の申込受付窓口を開設す	-る			
1 - 1	災害救助法の適用と県知事から当該救	住宅班	72 時間		
	助の委任の有無を市本部に確認する		~		
1-2	災害救助法が適用され、県より事務委	住宅班	72 時間		
	任されたとき、被災住宅の応急修理に		~		
	関する申込受付体制を確立する				
1-3	市役所本館に被災住宅の応急修理に関	住宅班	72 時間		
	する申込等の受付窓口を開設する		~		
			_		
1-4	被災住宅の応急修理の窓口開設に関し	住宅班	72 時間		
	て、住民に広報する		~		
	役住宅の応急修理の申込を受付ける		Ι		
2-1	被災住宅の応急修理の制度説明を行	住宅班	1週間		
	い、手続きの流れ、申込時の必要書類		~		
	について説明する				
2-2	被災住宅の応急修理に関する各種必要	住宅班	1週間		
	書類を確認し、申込を受付ける		~		
	後住宅の応急修理を実施する				
3-1		住宅班	2週間		
	は、内容を確認した上で、修理依頼書		~		
	等を作成し、修理を依頼する	1)			
3-2	修理業者から工事完了報告書等を受領	住宅班	1 か月		
	し、内容を審査する		$\sim$		
2 2	主心事の破羽も行い 坂田小ムと東郊	<b> </b>	1 み、ロ		
3-3	請求書の確認を行い、修理代金を精算 する	住宅班	1 か月		
	. y &				
被災者の	性まいの確保 <b>回転</b> 配回	災害救助法(P	 	ペー <i>:</i> バー・バ	 
	ホームページ)	火 <b>音</b>    火 <b>音</b>    火 <b>音</b>    火	1例小 小一厶	( )	

### 第2 障害物等の除去

#### 1 住宅に運び込まれた障害物の除去

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 住年	1 住宅関係の障害物の除去に関する相談窓口を開設する						
1 – 1	災害救助法の適用と県知事から当該救	住宅班	72 時間				
	助の委任の有無を市本部に確認する		~				
1 - 2	災害救助法が適用され、県より事務委	住宅班	72 時間				
	任されたとき、住宅関連の障害物の除		$\sim$				
	去に関する申込受付体制を確立する						
1-3	市役所本館に住宅関連の障害物の除去	住宅班	72 時間				
	に関する申込等の受付窓口を開設する		~				
1-4	住宅関連の障害物の除去の窓口開設に	住宅班	72 時間				
	関して、住民に広報する		~				
2 住年	三関係の障害物の除去に関する申込を受付	ける					
2-1	住宅関係の障害物の除去の制度説明を	住宅班	1週間				
	行い、手続きの流れ、申込時の必要書		~				
	類について説明する						
2-2	住宅関係の障害物の除去に関する各種	住宅班	1週間				
	必要書類を確認し、申込を受付ける		$\sim$				
3 住年	三関係の障害物の除去を実施する			<u> </u>			
3-1	業者から見積書等を受領したときは、	住宅班	2週間				
	内容を確認した上で、依頼書等を作成		~				
	し、障害物の除去を依頼する						
3-2	業者から工事完了報告書等を受領し、	住宅班	1 か月				
	内容を審査する		~				
3 - 3	請求書の確認を行い、工事代金を精算	住宅班	1 か月				
	する		~				

#### 2 道路等関係障害物の除去

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 所管	<b>管する公共土木施設の緊急点検調査を実施</b>	立する			
1 - 1	所管する公共土木施設 (道路・橋梁、交	土木班	直後~		
	通安全施設、河川、農業用施設等)の被				
	害概況を把握する				
1-2	所管する公共土木施設の緊急点検調査	(社)総務班	直後~		
	に必要な人員、資機材を確保する	土木班			
1-3	所管する公共土木施設の緊急点検調査	土木班	直後~		
	を実施し、二次災害等の危険度を評価する				
1-4	所管する公共土木施設の緊急点検調査	(社)総務班	直後~		
	実施結果を整理する	土木班			
1 - 5	所管する公共土木施設の緊急点検調査	(社)総務班	直後~		
	実施結果を市本部に報告する				
1-6	所管する公共土木施設の被災状況を災	土木班	直後~	県	
	害発生後1週間以内に県(担当事業課)				
	へ報告する				
2 所管	管する公共土木施設の応急措置を行う				
2-1	所管する公共土木施設に著しい被害を	土木班	直後~		
	生じるおそれがあるときは、避難及び				
0 0	立入制限等の措置を講じる	مجامعها ا	0.4 #4.88		
2-2	所管する公共土木施設に関し、障害物の除土、広急補係等の政則に業な行う	土木班	24 時間		
	の除去、応急補修等の啓開作業を行う とともに、仮復旧等施設に応じた応急		~		
	措置を講じる				
2-3	必要に応じて、県等への応援要請を市	(社)総務班	24 時間		
	本部に依頼する	. ***	$\sim$		
2-4	所管する公共土木施設に関し、実施し	(社)総務班	24 時間		
	た応急措置を整理する	土木班	~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	所管する公共土木施設に関し、実施し	(社)総務班	24 時間		
	た応急措置結果を市本部に報告する		~		
2-6	所管する公共土木施設に関し、実施し	土木班	24 時間	県	
	た応急措置状況を県(担当事業課)へ		$\sim$		
	報告する				
3 障害	<b>宇物の集積場所を確保する</b>				
3-1	道路交通の便や住民の日常生活等にも	土木班	24 時間		
	十分留意し、障害物の集積場所を確保		$\sim$		
	し、除去した障害物を集積する				
3-2	障害物の集積場所に適当な場所がない	土木班	24 時間		
	ときは、所有者の承認を得て私有地を		$\sim$		
	使用する	_			
3-3	私有地を使用するときは、後日問題が	土木班	24 時間		
	起こらないよう所有者との間で十分協		~		
	議する				

#### 3 除雪活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 降電	官に関する情報を提供する				
1 - 1	甲府地方気象台から発表される積雪情	統括班	直後~	気象台	
	報、大雪警報、今後の積雪見込み等を				
	把握する				
1-2	降雪の影響について、道路・鉄道等の	統括班	直後~	甲府河川国 道事務所、	
	関係機関に確認する			峡東建設事 務所、JR 東日本	
1-3	降雪の影響について、市ホームページ、	統括班	直後~		
	防災行政無線、報道機関等により、住				
	民等へ情報提供・注意喚起を行う				
2 道路	各の除雪を行う		l		
2-1	大雪警報が発表されたときは、ライブ	土木班	直後~		
	カメラ等により、道路の通行状況をモ				
	ニタリングする				
2-2	道路管理者間で除雪を行う区間につい	土木班	直後~	甲府河川国 道事務所、	
	て調整する			峡東建設事	
				務所	
2-3	除雪機材の確保や作業方針の調整が必	土木班	直後~	甲府河川国 道事務所、	
	要なときは、道路管理者間で連携を図			峡東建設事	
	り、道路除雪作業の方針を決定する			務所	
2-4	大型機械による除雪が困難な狭隘な生	土木班	直後~		
	活用道路等は、住民に対して地域ぐる				
0 # +	みの除雪の協力を呼びかける				
	客の雪処理の支援を行う Ph/// に対 なけない これ ローンドサックス かっこう アナックス かっこう アナックス アインス アナックス アナックス アナックス アナックス アナックス アナックス アナックス アナックス アナックス	Late late also	+ //	<u> </u>	
3-1	防災行政無線等により、避難行動要支	統括班	直後~		
	援者の世帯等に対する地域ぐるみの除				
2 2	雪作業の協力を呼びかける     市単独では雪処理が困難と判断される	統括班	古丝。	白杏咲	
3-3	中単独では雪処理が困難と判断される   ときは、自衛隊の災害派遣要請を県知	机竹姓	直後~	自衛隊	
	とさは、日解隊の灰吉派追安請を県和   事に要求する				
3-3	争に安水りの   必要に応じて、市内外から雪処理ボラ	(住)総務班	直後~	災害ボラ	
J J	必要に応じて、川内がから当処理がフ   ンティアを募集する	(江)   心分少江	上 区 区	次音が	
	マノイノで弥朱りる				

#### 4 降灰除去等

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 降原	でに関する情報を提供する		1		
1-1	火山噴火による降灰があったときは、 職員の巡視等により、降灰厚を確認す る	統括班	直後~		
1-2	火山噴火による降灰があったときは、 県や近隣市町村と相互に降灰分布状況 を報告する	統括班	直後~	県、近隣 市町村	
1-3	降灰の影響について、道路・鉄道等の 関係機関に確認する	統括班	直後~	甲府河川国 道事務所、 峡東建設事 務所、JR 東日本	
1-4	降灰状況について、市ホームページ、 防災行政無線、報道機関等により、住 民等へ情報提供・注意喚起を行う	統括班 情報班	直後~	報道機関	
2 除灰	でを行う				
2-1	道路管理者間で除灰を行う区間につい て調整する	土木班	直後~	甲府河川国 道事務所、 峡東建設事 務所	
2-2	除灰機材の確保や作業方針の調整が必要なときは、道路管理者間で連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する	土木班	直後~	甲府河川国 道事務所、 峡東建設事 務所	
2-3	除灰する優先道路を住民に周知する	土木班	直後~		
2-4	管理道路の除灰作業を実施する	土木班	直後~		
2-5	必要に応じて、県に除灰作業等の要請 を行う	土木班	直後~		
2-6	各事業者、家庭から排出された灰の回 収を行う	環境班	72 時間 ~		

### 第3 災害廃棄物処理

### 1 し尿、避難所ごみ、生活ごみの処理

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 初重	1 初動体制を確立する							
1 - 1	災害廃棄物処理計画に定めた組織体	環境班	直後~					
	制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制							
	を確立する							
1-2	職員の安否情報や参集状況、ライフラ	環境班	直後~					
	インの被災状況を把握する							
1 0	**************************************	구 <u>교</u> (첫:구)구	±44	甲府・峡東				
1-3	留吹市クリーンセンター、甲府・峡東 地域ごみ処理施設事務組合、収集運搬	環境班	直後~	地域ごみ処				
	地域にみた壁地設事協組し、収集運搬   及び処理委託事業者と連絡をとり、処			理施設事務組合				
	理施設及び収集運搬車両の被災状況と			13T L				
	現況の収集運搬処理対応能力を確認す							
	3							
1-4	家屋及び下水道施設等の被災状況並び	環境班	直後~					
	に避難所、避難者数等の情報を収集し、							
	災害廃棄物、し尿、生活ごみ等の発生							
	量を推計する							
1 - 5	災害廃棄物、生活ごみ、し尿の推計発	環境班	直後~	甲府・峡東地域ごみ処				
	生量を甲府・峡東地域ごみ処理施設事			理施設事務				
	務組合、笛吹市クリーンセンター並び			組合				
	に収集運搬処理委託事業者と情報共有							
	する							
1-6	災害廃棄物の発生量推計等より一次仮	環境班	直後~					
	置場の開設の要否を検討する							
		am tale et e						
1 - 7	必要に応じて、一次仮置場の開設を進	環境班	直後~					
	める n							
	サインを設置する - 、ロボル 見がれた、 、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	am (de a)						
2-1	し尿発生量推計値から必要な仮設トイ	環境班	24 時間					
	レの設置基数を算出し、必要数を確保		$\sim$					
	するとともに設置場所を決定する							

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-2	業者に業務発注し、仮設トイレ、資機 材等の運搬・設置を行う	環境班	24 時間 ~		
2-3	仮設トイレが不足すると見込まれると きは、協定締結自治体又は県(環境整 備課)への応援要請を市本部に依頼す る	環境班	24 時間	協定締結自治体、県	
2-4	仮設トイレを設置する施設の責任者等 にトイレの衛生管理について協力を依 頼する	環境班	24 時間 ~		
2-5	仮設トイレの汲み取りを業者と契約す る	環境班	24 時間		
2-6	仮設トイレの設置状況を整理する	環境班	24 時間 ~		
2-7	仮設トイレの設置状況を甲府・峡東地 域ごみ処理施設事務組合と市本部に報 告する	環境班	24 時間 ~	甲府・峡東 地域ごみ処 理施設事務 組合	
3 処理	里体制を確立する				
3-1	し尿、生活ごみ等の発生量推計値等の 情報をもとに、甲府・峡東地域ごみ処 理施設事務組合と連携して、一般廃棄 物の処理方針を決定する	環境班	24 時間	甲府・峡東 地域ごみ処 理施設事務 組合	
3-2	一般廃棄物処理実行計画を作成する	環境班	24 時間 ~		
3-3	処理施設の確保及び収集運搬体制の確立を行う	環境班	24 時間 ~		
3-4	市のみで対応できないときなど、必要 に応じて、協定締結自治体又は県への 応援要請を市本部に依頼する	環境班	24 時間	協定締結 自治体、 県	
3-5	一般廃棄物処理実行計画に基づき、必要に応じて、臨時集積場等を確保する	環境班	24 時間 ~		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4 し原	R、避難所ごみ、生活ごみの処理を行う				
4-1	一般廃棄物処理実行計画に基づく、集 積場所、集積日時、ごみの適切な処理 方法等について、住民に周知する	環境班	72 時間		
4-2	生活ごみ及びし尿について収集運搬及 び処理業務を発注する	環境班	72 時間		
4-3	発注業務を進捗管理し、一般廃棄物の 処理実施状況を把握する	環境班	72 時間		
4-4	一般廃棄物の処理実施結果を整理する	環境班	72 時間		
4-5	一般廃棄物の処理実施結果を市本部に報告する	環境班	72 時間		
5 仮記	- 设トイレを撤去する				
5-1	下水道施設の復旧状況、避難所の閉鎖 状況、仮設トイレの利用状況等を把握 する	環境班	1 か月 ~		
5-2	仮設トイレの撤去場所・時期を決定す る	環境班	1 か月 ~		
5-3	業者に業務発注し、仮設トイレを撤去 する	環境班	1 か月 ~		
5-4	仮設トイレの撤去状況を整理する	環境班	1 か月 ~		
5-5	仮設トイレの撤去状況を市本部に報告 する	環境班	1 か月 ~		

#### 2 災害廃棄物の処理、処分

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	<b>害廃棄物処理体制を確立する</b>				
1 - 1	家屋の被災状況等の情報を収集し、災	環境班	直後~		
	害廃棄物の発生量を推計する				
1-2	一次仮置場等の開設の要否及び分別区	環境班	直後~	(公財)山	
	分等を決定し、災害廃棄物処理実行計			梨県環境整	
	画の作成を進める			備事業団	
1-3	直営で仮置場の設置運営を行う際に	環境班	直後~		
	は、人員及び資材の確保を行い、設営				
1 4	する	·	士公		
1-4	仮置場の設置運営業務について、対応   の可否について、協定事業者に協議確	環境班	直後~		
	初日合にういて、 励足事未有に励識性   認を行う				
1-5	災害廃棄物の中間処理及び収集運搬に	環境班	24 時間		
	ついて、甲府・峡東地域ごみ処理施設	SK-Su-Si	~		
	事務組合並びに協定事業者に対応の可				
	否について、に協議確認を行う				
1-6	必要に応じて、県(環境整備課)に応援	環境班	72 時間	県	
	を要請する		~		
1 - 7	委託業者により一次仮置場等を設置す	環境班	72 時間		
	3		~		
1-8	仮置場における火災を未然に防止する	環境班	72 時間		
	ため、専門家の意見を参考に必要な措		~		
0 ///	置を行う				
	医棄物を処理する	구 <u>교</u> (차구)구	70 FHH		
2-1	災害廃棄物の中間処理施設の確保を行	環境班	72 時間		
	い、契約を進める		$\sim$		
2-2	   必要に応じて、県 (環境整備課) に応援	環境班	72 時間		
	を要請する	- グベクロ・グエ	~		
		I .	l	1	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	仮置場における分別業務や仮置場から 中間処理施設までの運搬業務を発注す る	環境班	72 時間 ~		
2-4	業者に発注した分別業務や運搬業務を 進捗管理し、災害廃棄物の処理実施状 況を把握する	環境班	1週間		
2-5	仮置場等において、可能な範囲で大気 質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の 環境モニタリングを行う	環境班	2週間		
2-6	仮置場等において悪臭や害虫が発生したときは、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の 散布、シートによる被覆等の対応を検 討する	環境班	2週間		
2-7	必要に応じて、環境モニタリング結果 を住民等へ情報提供する	環境班	2週間		
2-8	災害廃棄物の処理状況を整理する	環境班	1 か月 ~		
2-9	災害廃棄物の処理状況を市本部に報告 する	環境班	1 か月 ~		
災害廃棄	物対策指針(環境省)				

### 3 損壊家屋等の撤去・解体

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 公費による損壊家屋等の撤去・解体に関する相談窓口を開設する							
1 - 1	損壊家屋等の撤去・解体に関する災害	環境班	1週間	環境省			
	等廃棄物処理事業補助金内容や当該災		$\sim$				
	害の国の特例措置について把握する						
1-2	損壊家屋等の撤去・解体に関する相談	環境班	1 週間				
	体制を確立する		$\sim$				
		_					
1-3	市役所市民窓口館に損壊家屋等の撤	環境班	1週間				
	去・解体に関する相談窓口を開設する		$\sim$				
1-4	損壊家屋等の撤去・解体の窓口開設に	環境班	1週間				
1 4	関して、住民に広報する	<b>水</b> 免班					
2 公輩	- 費による損壊家屋等の撤去・解体に関する	申込を受付け	る				
2-1	損壊家屋等の撤去・解体に関する制度	環境班	1週間				
	説明を行い、手続きの流れ、申込時の		~				
	必要書類について説明する						
2-2	損壊家屋等の撤去・解体に関する各種	環境班	1週間				
	必要書類を確認し、申込を受付ける		~				
2-3	関係課(税務課、福祉総務課)に撤去・	環境班	2週間				
	解体に関する申込に関する情報を提供		$\sim$				
	する						
3 公	費による損壊家屋等の撤去・解体を実施す 	-る -					
3-1	業者から見積書等を受領したときは、	環境班	2週間				
	依頼書等を作成し、損壊家屋等の撤去・		~				
6 -	解体を依頼する	구Ⅲ [분 구!~	4 ) F				
3-2	撤去、解体の現場において、可能な範囲では原際では、原文・振動・大統一県	環境班	1 か月				
	囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境エータルングを行う		$\sim$				
3-3	水質等の環境モニタリングを行う 必要に応じて、環境モニタリング結果	環境班	1 か月				
0-0	必要に応して、環境でータリンク 結果 を住民等へ情報提供する	垛堤灯	1 // <sup>-</sup> /月 ~				
	で圧込み、旧形に成りの		-				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	業者から工事完了報告書等を受領し、 内容を審査する	環境班	1 か月 ~		
3-5	請求書の確認を行い、工事代金を精算 する	環境班	1 か月 ~		
3-6	公費による解体・撤去の実施結果を整 理する	環境班	1 か月 ~		
3-7	公費による解体・撤去の実施結果を市 本部に報告する	環境班	1 か月 ~		
災害関係	業務事務処理マニュアル(環境省) <b>国保護</b> 国	災害時における		i	

### 第4 災害ボランティア支援

### 1 災害ボランティアセンターの設置

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 災害ボランティアセンターの設置を検討する							
1 - 1	多数の災害ボランティア派遣要請や災	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	害ボランティアの申出等の情報を参考	(福)総務班	~	祉協議会			
	に、災害ボランティアセンターの設置						
	場所、設置時期について検討する						
1-2	災害ボランティアセンター設置場所	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	(原則八代支所とするが地域の被災状	(福)総務班	~	祉協議会			
	況に応じて、市社会福祉協議会の各地						
	域事務所内)、設置時期等について市本						
	部に具申する						
1-3	市本部の決定を受け、災害ボランティ	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	アセンター設置場所、設置時期等を確	(福)総務班	~	祉協議会			
	認する						
2 災害	<b></b> 手ボランティアセンターを設置する						
2-1	市社会福祉協議会に災害ボランティア	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	センターの設置を要請する	(福)総務班	~	祉協議会			
2-2	設置場所(原則八代支所とするが地域	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	の被災状況に応じて、市社会福祉協議	(福)総務班	$\sim$	祉協議会			
	会の各地域事務所内)に災害ボランテ						
	ィアセンターの会場を設営する						
2-3	災害ボランティアセンターの運営に必	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	要なスタッフを確保する	(福)総務班	~	祉協議会			
2-4	災害ボランティアセンターの運営に必	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	要な資機材(専用電話回線、パソコン	(福)総務班	$\sim$	祉協議会			
	等)を確保する						
2-5	災害ボランティアセンターの開設を確	(住)総務班	72 時間	市社会福			
	認し、市本部に報告する	(福)総務班	~	祉協議会			

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	県社会福祉協議会等の関係団体へ協力 を依頼する	(住)総務班(福)総務班	72 時間	県社会福祉 協議会、市 社会福祉協 議会	
2-7	災害ボランティアセンターの開設について、住民に広報する	(住)総務班(福)総務班	72 時間	市社会福祉協議会	
	ンティア関係情報 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

### 2 災害ボランティアセンターの運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等 摘要
1 災害	『ボランティアの活動状況を管理する			
1 – 1	市本部と連絡調整し、市全体のボラン	(住)総務班	72 時間	市社会福
	ティアニーズを把握する		~	祉協議会
1-2	市社会福祉協議会から災害ボランティ	(住)総務班	72 時間	市社会福
	アの受付状況を把握する		~	祉協議会
1-3	災害ボランティアの必要数、支援業務	(住)総務班	72 時間	市社会福
	内容、受付場所、受入体制等を確認する		~	祉協議会
1-4	市ホームページ、テレビ、ラジオ等の	(住)総務班	72 時間	市社会福
	報道機関を通じて、災害ボランティア		~	祉協議会
	を募集する			
1 - 5	特定の専門技能を有するボランティア	(住)総務班	72 時間	市社会福
	の派遣が必要なときは、市本部を通じ		~	祉協議会
0 /// =	て県に派遣要請を依頼する			
	手ボランティアの活動支援を行う ボルクを担けませな。 2 // ロボランティア	/ /-> √ √ ₹/c +/+	50 F-188	+ 1 A F
2-1	市社会福祉協議会から災害ボランティ	(住)総務班	72 時間	市社会福祉協議会
	アセンター運営状況を把握する		, ,	<b>征励</b>
2-2	災害ボランティアセンターの運営に必	(住)総務班	72 時間	市社会福
	要なスタッフが不足する場合は、市本		~	祉協議会
	部に調整を依頼する	/// / / · · · · · ·		1.11.0.1-
2-3	災害ボランティアセンターの運営に必	(住)総務班	72 時間	市社会福
	要な資機材が不足する場合は、市本部に調整を依頼する		$\sim$	祉協議会
2-4	に調整を依頼する 必要に応じて、県災害ボランティアセ	(住)総務班	72 時間	   県社会福
	ンター、ボランティア団体等に協力を	(  ユー/   PE4 <i>刀 -</i> サユ	~	社協議会
	依頼する			
3 災害	<b></b> 写ボランティアセンターの閉鎖を検討する	)		
3-1	ボランティア需要の減少等の情報をも	(住)総務班	2週間	市社会福
	とに、災害ボランティアセンター閉鎖		~	祉協議会
	時期について検討する			

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	災害ボランティアセンター閉鎖時期等 について市本部に具申する	(住)総務班	2週間 ~	市社会福祉協議会	
3-3	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター閉鎖時期等を確認する	(住)総務班	2週間	市社会福祉協議会	
4 災害	     				
4-1	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの閉鎖を要請する	(住)総務班	2週間	市社会福祉協議会	
4-2	災害ボランティアセンターで行われる 未対応業務の引継ぎや資機材の返却等 の後片付けに協力する	(住)総務班	2週間	市社会福祉協議会	
4-3	災害ボランティアセンターの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県 に報告する	(住)総務班	2週間	市社会福祉協議会	
4-4	災害ボランティアセンターの閉鎖について、住民に広報する	(住)総務班	2週間	市社会福祉協議会	

### 第5 義援金品の募集、配分

### 1 義援金の募集、受付及び配分

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 義捷	受金を募集する		T	T	
1 - 1	県(福祉保健総務課)、被災市町村、日	(福)総務班	72 時間	県、日本	
	本赤十字社県支部、県共同募金会、報		~	赤十字	
	道機関等の関係団体と義援金配分委員			社、県共	
	会を結成する			同募金会	
1-2	義援金配分委員会において決定される	(福)総務班	72 時間		
	義援金の募集方法、募集期間、広報方		$\sim$		
	法等を確認する				
1-3	市社会福祉協議会と調整し、義援金の	(福)総務班	72 時間	市社会福	
	受付・保管、配分の実施体制を確立す		$\sim$	祉協議会	
	る				
1-4	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口	(福)総務班	72 時間	市社会福	
	や振込指定口座を開設する		~	祉協議会	
1 - 5	市ホームページ等で義援金の募集に関	(福)総務班	72 時間		
	する広報を実施する		~		
1 - 6	必要に応じて、市社会福祉協議会と連	(福)総務班	72 時間	市社会福	
	携して、市独自の義援金の募集を実施		$\sim$	祉協議会	
	する				
2 義捷	爰金を受付・保管する				
2-1	義援金の提供を受付けたときは、領収	(福)総務班	72 時間	市社会福	
	書を発行し、帳簿等を整備する		~	祉協議会	
2-2	義援金配分委員会へ引継ぐまでは金融	(福)総務班	72 時間	市社会福	
	機関等へ預け入れる等確実な方法で受		$\sim$	祉協議会	
	付けた義援金を一時保管する				
2-3	義援金の受付状況を整理する	(福)総務班	1 か月		
			$\sim$		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	市本部・義援金配分委員会に義援金の 受付状況を報告する	(福)総務班	1 か月 ~		
3 義捷	受金を配分する				
3-1	義援金配分委員会で決定された配分方 針を確認する	(福)総務班	1 か月 ~		
3-2	市本部が把握する被災者状況を確認する	(福)総務班	1 か月 ~		
3-3	義援金配分委員会で決定した配分方針 にしたがい、市に配分された義援金を 被災者へ配分する	(福)総務班	1 か月 ~		
3-4	義援金の収納額や使途を整理する	(福)総務班	1 か月 ~		
3-5	義援金の収納額や使途の整理結果について、住民に広報する	(福)総務班	1 か月 ~		

### 2 支援物資の募集、受付及び配分

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 支援物資を募集する							
1-1	被災地の状況を把握し、概ね被災地に	資源管理班	72 時間				
	必要とされる物資、不要な物資の量等		~				
	の情報を整理する						
1-2	市本部と調整し、支援物資募集品目を	資源管理班	72 時間				
	決定する		$\sim$				
1-3		資源管理班	72 時間	災害ボラ			
	制を確立する	A WY C TATE	$\sim$	ンティア			
1-4	物資集積拠点(いちのみや桃の里スポ	資源管理班	72 時間	災害ボラ			
	ーツ公園) に受付窓口(物資送り先)を		~	ンティア			
	開設する						
1 - 5	市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞	情報班	72 時間				
	等の報道機関で支援物資の募集を広報		$\sim$				
	する						
	受物資を受付・保管する ************************************	//	50 nt 88	// rh 12 -			
2-1	義援物資の提供を受付けたときは、受	資源管理班	72 時間	災害ボラ			
	領書を発行し、帳簿等を整備する		$\sim$	ンティア			
2-2	物資集積拠点に義援物資を一時保管す	資源管理班	72 時間	災害ボラ			
	る		~	ンティア			
2-3	義援物資の受付状況を整理する	資源管理班	72 時間				
			~				
	- 若極此次ので11.10 Pa ナ 1.4m - 4m リ )	<i>₩</i> ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	70 n+ pp				
2-4	義援物資の受付状況を市本部に報告す	資源管理班	72 時間				
	<u>る</u>		~				
3 支掠	 受物資を配分・配布する						
3-1	選難所ニーズ等を把握し、受付けた義	資源管理班	72 時間				
	援物資の配分計画を作成する	2 1031 11 121/11	~				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	配分計画にしたがい、義援物資を避難	資源管理班	72 時間	災害ボラ	
	所等へ配分・配布する		~	ンティア	
3-3	義援物資の配分結果を整理する	資源管理班	1 か月		
			~		
3-4	義援物資の配分結果について、市ホー	資源管理班	1 か月		
	ムページ等で住民に広報する		~		

### 第6 応急教育

### 1 人的被害の把握

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要	
1 園児	1 園児等の安否を確認する					
1 - 1	各施設長からの報告等により、園児及 び保護者、保育教諭・保育士等の安否 状況を把握する	保育班	直後~	各施設長		
1-2	施設ごとの園児及び保護者、保育教諭・ 保育士等の安否情報を整理する	(福)総務班 保育班	直後~	各施設長		
1-3	施設ごとの園児及び保護者、保育教諭・ 保育士等の安否情報の整理結果を市本 部に報告する	(福)総務班	直後~			
1-4	安否不明な園児及び保護者、保育士・ 保育教諭等は、消防団、自主防災組織、 笛吹警察署等と連携して、捜索する	(福)総務班 保育班	直後~	消防団、自主防災組織、笛吹警察署		
2 児童	重・生徒等の安否を確認する					
2-1	各学校が定めた学校防災計画に基づく 報告等により、児童・生徒及び教職員 等の安否状況を把握する	学校教育班	直後~	各学校長		
2-2	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の 安否情報を整理する	(教)総務班 学校教育班	直後~			
2-3	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の 安否情報の整理結果を市本部に報告す る	(教)総務班	直後~			
2-4	安否不明な児童・生徒及び教職員等は、 消防団、自主防災組織、笛吹警察署等 と連携して、捜索する	(教)総務班 学校教育班	直後~	消防団、自主防災組織、笛吹警察署		

### 2 施設の応急措置

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 所管	管する施設等の被害状況を把握する				
1 - 1	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	保育班	直後~		
	育、社会体育)等の緊急点検調査に必	学校教育班			
	要な人員、資機材を確保する	生涯学習班			
1-2	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	保育班	直後~		
	育、社会体育)等の緊急点検を実施し、	学校教育班			
	二次災害等危険度を評価する	生涯学習班			
1-3	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	(福)総務班	直後~		
	育、社会体育)等の緊急点検調査実施	(教)総務班			
	結果を整理する				
1-4	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	(福)総務班	直後~		
	育、社会体育)等の緊急点検調査実施	(教)総務班			
	結果を市本部に報告する				
1 - 5	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	保育班	24 時間	県	
	育、社会体育)等の被災状況を災害発	学校教育班	$\sim$		
	生後1週間以内に県へ報告する	生涯学習班			
2 所管	管する施設等の応急措置を行う				
2-1	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	保育班	24 時間		
	育、社会体育)等に著しい被害を生じ	学校教育班	$\sim$		
	るおそれがあるときは、避難及び立入	生涯学習班			
	制限等の措置を講じる				
2-2	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	保育班	24 時間		
	育、社会体育)等に関し、障害物の除	学校教育班	$\sim$		
	去、仮復旧等施設状況に応じた二次災	生涯学習班			
	害防止措置を講じる				
2-3	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	(福)総務班	24 時間		
	育、社会体育)等の応急措置に関し、必	(教)総務班	$\sim$		
	要に応じて、市本部に県等への応援要				
	請を依頼する				
2-4	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	(福)総務班	24 時間		
	育、社会体育)等に関し、実施した二次	(教)総務班	$\sim$		
	災害防止措置をとりまとめ、市本部に				
	報告する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	所管する施設 (学校、児童福祉、社会教	保育班	24 時間	県	
	育、社会体育)等に関し、実施した対応	学校教育班	~		
	状況を県へ報告する	生涯学習班			
3 学校	交給食に関する応急措置を行う				
3-1	各学校給食センター、共同調理場の職	(教)総務班	24 時間		
	員、施設(ライフライン、調理器具等の		~		
	設備、備蓄食材等)、納入業者等の被災				
	状況を把握する				
3-2	市本部、県(教育委員会、峡東保健所)	(教)総務班	24 時間	県	
	等と協議し、給食実施の可否を判断す		~		
	る				
3-3	給食実施が可能なとき、学校給食と被	(教)総務班	24 時間		
	災者炊き出しとの調整を実施し、必要		~		
	に応じて、学校給食を一時中止する				
3-4	災害時の学校給食及び炊き出しは、特	(教)総務班	24 時間		
	に衛生管理に注意し、感染症、食中毒		~		
	の発生のないよう努める				
3-5	給食実施が困難なときは、市本部に代	(教)総務班	24 時間	県	
	替給食(外部からの搬入)の実施又は		~		
	県 (教育委員会) に物的・人的支援を要				
	請する				
学校・教	育関連施設 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	保育所(園)・記・小規模保育®			
	生涯学習・文化施設			ス	ポーツ施設
美術館・	博物館	図書館・図書望	<u>É</u>		
	児童関連施設 と と と と と と と と と と と と と				

### 3 学校教育等の再開に向けた対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 応急	急保育を実施する				
1 - 1	施設長と連絡調整し、園児や職員の被	保育班	72 時間	各施設長	
	災状況、園舎のインフラの復旧状況、		~		
	避難所の利用状況から、保育再開が困				
	難な施設を把握する				
1-2	保育再開が困難な施設があるときは、	保育班	72 時間	各施設長	
	他の施設の利用等に関する調整を行う		~		
1-3	長期にわたり、園舎が使用不能で他の	保育班	72 時間	各施設長	
	施設の確保が困難なときは、当該施設		~		
	長に自宅待機等の措置を指示する				
1-4	必要に応じて、保育再開の見通し、状	保育班	72 時間	各施設長	
	況の推移等について、施設長を通じて		~		
	保護者に連絡する				
2 応急	急教育を実施する				
2-1	児童・生徒や教職員の被災状況、イン	学校教育班	72 時間	各学校長	
	フラの復旧状況、避難所利用状況から、		~		
	学校教育再開が困難な施設を把握する				
2-2	避難所に利用されている施設で学校教	学校教育班	72 時間	各学校長	
	育再開するときは、避難者の立入禁止		~		
	区域を設定するなど、避難者と児童・				
	生徒との住み分けを行う				
2-3	学校再開、応急教育計画の検討に関し	学校教育班	72 時間	各学校長	
	て、必要に応じて、連絡協議会を設置		$\sim$		
	するなど実施体制を確立する				
2-4	学校教育再開が困難な施設があるとき	学校教育班	1週間	各学校長	
	は、隣接する所管施設の利用や二部授		~		
	業等の調整を行う				
2-5	市内に適当な施設がないときなど、必	学校教育班	1週間	県、各学	
	要に応じて、応急仮校舎の建設、県(教		$\sim$	校長	
	育委員会) への斡旋要請あるいは応急				
	仮設住宅の早期建設要望等を行う				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	教職員等が不足するときは、学校間に	学校教育班	1週間	県、各学	
	おける教職員の応援、県(教育委員会)		~	校長	
	への協力要請、民間教育機関の協力支				
	援、臨時の学級編成などの調整を行う				
3 学月	目品等を確保する				
3-1	学校長等と連絡調整し、教科書・学用	学校教育班	1 週間	各学校長	
	品等を喪失又は損傷した就学上支障の		~		
	ある児童・生徒等の数を把握する				
3-2	教科書・学用品等の必要数を学校別に	学校教育班	1 週間	県	
	とりまとめ、県(教育委員会)に報告		~		
	し、供給を受ける				
3-3	供給を受けた教科書・学用品等につい	学校教育班	1 週間	各学校長	
	て、学校を通じて、を就学上支障のあ		~		
	る児童・生徒に支給する				
3-4	必要に応じて、就学援助費の支給、児	学校教育班	1週間	県	
	童・生徒の心のケア対策、転出・転入の		~		
	手続き等、児童・生徒等の援助を行う				
災害救助	災害救助法(内閣府ホームページ)				

### 4 文化財の応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 文化	ご財の応急対策実施体制を確立する				
1 - 1	文化財所有者や管理責任者から市内の	生涯学習班	72 時間	文化財保	
	文化財の被害の有無・程度に関する情		~	護指導委	
	報を速やかに収集する			員	
1-2	必要に応じ、職員を現地に派遣するな	生涯学習班	72 時間		
	ど、被害状況の調査を実施する		~		
1-3	市内の指定文化財の被害状況について	生涯学習班	1 週間	県	
	とりまとめ、市本部、県(教育委員会)		~		
	に報告する				
1-4	被害状況を勘案して、文化財の応急措	生涯学習班	1週間		
	置の実施方針を決定する		~		
1-5	県、文化庁等と連絡調整し、文化財の	生涯学習班	1週間	県文化財保 護 審 議 委	
	応急措置に必要な人員、資機材等を確		~	選 番 概 妥 員、国立文	
	保する			化財機構	
2 文化	と財の応急措置を行う				
2-1	確立した応急対策実施体制(文化財所	生涯学習班	1 週間	県文化財保 護 審 議 委	
	有者、管理責任者、関係機関・団体・ボ		$\sim$	員、国立文	
	ランティア等) 間で連携・協力し、文化			化財機構	
	財の応急措置を実施する				
2-2	必要に応じ、被害が大きい移動可能な	生涯学習班	1週間		
	文化財は、仮保管場所を確保し、一時		$\sim$		
	的に安全な場所に移動する				
2-3	文化財の応急措置に関する実施記録を	生涯学習班	1 週間		
	作成する		~		
2-4	文化財の応急措置に関する実施状況を	生涯学習班	1 週間	県	
	市本部、県(教育委員会)に報告する		$\sim$		
文化財他			1	ı	

# 第6節 被災者の生活再建支援

### 第1 罹災証明書の発行

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 罹災	に証明書の発行窓口を開設する     はおります。     はおりまする。     はおります。     はおりまする。     はおります。     はおりまする。     はままする。     はまままする。     はまままままままする。     はままままままままままままままままままままままままままままままままま				
1-1	罹災証明書の発行業務の実施体制を確立する	住民班	72 時間 ~		
1-2	罹災証明書の発行業務に必要な調査 員・備品を確保する	住民班	72 時間		
1-3	市役所市民窓口館に罹災証明書の発行窓口を開設し、住民に広報する	住民班 情報班	72 時間		
1-4	罹災証明書発行窓口において罹災証明 書発行申請を受付ける	住民班	72 時間		
2 住家	家の被害認定調査を実施する				
2-1	被害の概要を把握し、罹災証明書の発 行に係る被害認定調査の実施体制を確 立する	住民班	72 時間		
2-2	住民基本台帳・課税台帳等の既存デー タを準備する	住民班	72 時間 ~		
2-3	必要に応じて、協定を締結している県 土地家屋調査士会に応援を要請する	住民班	72 時間 ~	県土地家 屋調査士 会	
2-4	必要に応じて、航空写真、被災者が撮 影した住家の写真、応急危険度判定の 判定結果等を収集する	住民班	72 時間 ~		
2-5	罹災証明書の発行に係る住家の被害認 定調査を実施する	住民班	1週間	県土地家 屋調査士 会	

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-6	罹災証明書の発行に係る住家の被害認	住民班	1週間		
	定調査の実施結果を整理する		$\sim$		
0 3 4	//				
	災証明書の発行業務を行う 「小:ウェサウ部 ウ部 サイ B 、 B 、 B 、 B 、 B 、 B 、 B 、 B 、 B 、 B	/\. \. \. \.			
3-1	住家の被害認定調査結果と照合し、罹災ないまなる。	住民班	1 週間		
	災証明書を1世帯に1通発行する		$\sim$		
3-2	被害家屋が多く、市単独では円滑な罹	住民班	1週間	県	
	災証明の発行業務が困難なときは、県		~		
	等に応援職員の派遣を要請する				
3-3	災害時の混乱により発行が困難、判定	住民班	1週間		
	結果に不服があるときなどは、必要に		~		
	応じて、被害家屋の再調査を行う				
4 被约	後者台帳を作成する				
4-1	被災者の援護に関する情報を入手し、	住民班	1週間		
	罹災証明書の交付状況をもとに、被災		~		
	者台帳を作成する				
4-2	市内で保有していない情報等があると	住民班	1 週間	他市町村	
	きは、他の市町村等に情報提供を依頼		~		
	し、被災者台帳に記載・記録する。				
4-3	被災者台帳を用いて、関係部署間で被	住民班	2週間		
	災者の情報を共有する		~		
4-4	   外部が行う被災者援護を効率的に行う	住民班	2週間		
	ため、必要に応じて、申請に基づき台		~		
	   帳情報を外部に提供する				
災害に係る住家の被害認定(内閣府)		罹災証明書の多	- 発行について		
	■ 被災者台帳の作成等に関する実務指針				
	(内閣府)				

### 第2 生活資金等の支給、貸付

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 生活	舌再建に係る資金等の支給・貸付に関する	窓口を開設す	つる		
1 - 1	法令及び条例の規定に基づく、生活再	住民班	72 時間	県、市社	
	建に係る資金等の支給や貸付に関する	福祉班	~	会福祉協	
	条件や手続きを把握する			議会	
1-2	生活再建に係る資金等の支給・貸付に	住民班	72 時間		
	関する相談体制を確立する	福祉班	~		
1-3	法令及び条例の規定に基づく、生活再	住民班	72 時間		
	建に係る資金等の支給・貸付に関する 広報資料を作成する	福祉班	~		
1-4	市役所市民窓口館に生活再建に係る資	住民班	1週間		
	金等の支給・貸付に関する相談窓口を	福祉班	~		
	開設する				
2 生活	- 舌再建に係る資金等の支給・貸付に関する	相談に対応す	- - る		
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を	住民班	1週間		
	受付ける	福祉班	~		
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・	住民班	1週間		
	助言等を行うとともに、必要な手続き を行う	福祉班	~		
2-3	各種相談、申請情報を整理する	住民班	1週間		
		福祉班	~		
被災者生	活再建支援金支給概要	山梨県・市町村 支援制度	 対被災者生活	     再建   	
	生活福祉資金貸付制度		母子父子	- 寡婦福祉資金	貸付金制度
笛吹市災	害 中慰金の支給等に関する条例				

### 第3 税の減免

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 税金	会や保険料等の減免・猶予に関する相談窓	で口を開設する	)		
1-1	法令及び条例の規定に基づく、災害時	住民班	72 時間		
	の税金や保険料等の減額又は免除や猶		~		
	予に関する条件や手続きを把握する				
1-2	災害時の税金や保険料等の減額又は免	住民班	72 時間		
	除や猶予に関する相談体制を確立する		$\sim$		
1-3	法令及び条例の規定に基づく、災害時	住民班	72 時間		
	の税金や保険料等の減額又は免除や猶		~		
	予に関する広報資料を作成する				
1-4	市役所市民窓口館に災害時の税金や保	住民班	1週間		
	険料等の減額又は免除や猶予に関する		~		
	相談窓口を開設する	ールナンフ			
	金や保険料等の減免・猶予に関する相談に		- \m ==		
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を 受付ける	住民班	1週間		
	文刊のる				
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・	住民班	1週間		
	助言等を行うとともに、必要な手続を		~		
	行う				
2-3	各種相談、申請情報を整理する	住民班	2週間		
			~		
笛吹市税		笛吹市国民健康	 表保险税条例		
田火川代		田外中国以底	w w w w w w w w w w w w w w w w w w w		
	■ 笛吹市介護保険条例				
<b>国政教</b>	<u> </u>				

### 第4 住宅再建支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 住宅	この再建支援に係る相談窓口を開設する				
1 - 1	県 (建築住宅課) と連絡調整し、災害復	住宅班	1週間	県	
	興住宅資金や災害特別貸付金の融資制		~		
	度に関する条件や手続を把握する				
1-2	県(建築住宅課)や住宅金融支援機構	住宅班	1週間	県、住宅	
	と連携して、住宅の再建支援に関する		~	金融支援	
	相談体制を確立する			機構	
1-3	山梨県個人住宅建設資金貸付制度や災	住宅班	1週間		
	害復興住宅融資制度に関する広報資料		~		
	を作成する				
1-4	市役所本館に住宅の再建支援に関する	住宅班	1週間		
	相談窓口を開設する		~		
2 住宅	この再建支援に係る相談に対応する		1		
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を	住宅班	1週間		
	受付ける		~		
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・	住宅班	1週間		
	助言等を行うとともに、必要な手続を		~		
	行う				
2-3	各種相談、申請情報を整理する	住宅班	2週間		
			~		
2-4	必要に応じて、災害公営住宅の空き室	住宅班	2週間		
	の有効利用や公的賃貸住宅への特例入		~		
	居等の措置、災害公営住宅の新規建設				
	等を検討する				
災害復興住宅融資制度 <b>回視</b> 「日本語」		山梨県個人住宅	<b>芒建設資金貸</b>	付要綱	

### 第5 労働力確保対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要		
1 労働	1 労働力の不足する業務を把握する						
1-1	各部統括班を通じて、市職員や外部の 応援者だけでは災害対応が困難な業務 を把握する	資源管理班	1週間				
1-2	災害応急対策に係る求人が必要なとき は、職種別所要求人数、作業する場所・ 時間・内容・期間・賃金等の労働条件を 整理する	資源管理班	1週間				
1-3	甲府公共職業安定所と連絡調整し、求 人が可能な災害応急対策業務を把握す る	資源管理班	1週間	甲府公共 職業安定 所			
2 災害	<b>写応急対策に必要な労働力を確保する</b>						
2-1	甲府公共職業安定所に雇用に関する諸 条件を明示して、労働者の供給、斡旋 を依頼する	資源管理班	1週間	甲府公共 職業安定 所			
2-2	必要に応じて、面談等を行い、応募者 の中から採用者を選定する	資源管理班	1週間				
2-3	採用者と臨時雇用に必要な諸手続きを 行う	資源管理班	1週間				
2-4	労働力を必要とする部署に採用者を派 遣する	資源管理班	2週間				

### 第6 日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要			
1 相互	1 相互の協力体制を確立する							
1-1	市内郵便局と締結している協定に基づ	統括班	1週間	日本郵政				
	き、当該災害における相互の協力要請		$\sim$	(株)				
	事項に関する情報交換を行う							
1-2	被災状況や避難所開設状況から、市内	統括班	1週間	日本郵政				
	郵便局への協力要請の要否を検討する		~	(株)				
1-3	必要に応じて、市内郵便局に対して、	統括班	1週間	日本郵政				
	協定に定める業務に関する協力要請を		~	(株)				
	行う							
2 日 2	お郵政グループの災害特別取組内容を住員	に周知する						
2-1	当該災害による日本郵政グループが実	情報班	1週間	日本郵政				
	施する災害特別取組内容を把握する		~	(株)				
2-2	当該災害による日本郵政グループが実	情報班	1 週間	日本郵政				
	施する災害特別取組内容を住民に周知		~	(株)				
	する							
日本郵政	グループの災害への対応 <b>回 は、 1 1 1 1 1 1 1 </b>							

## 第7節 企業等の再建支援

## 第1 農林業の再建支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 農林	木業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設	とする			
1-1	関係機関と連携して、農林業の緊急支 援資金に関する制度利用条件や手続を 把握する	農政班	1週間	山梨県農業 共済組合、 笛吹農業協 同組合	
1-2	農林業の緊急支援資金に係る相談体制を確立する	農政班	1週間~		
1-3	市役所本館に農林業の緊急支援資金に 係る相談窓口を開設する	農政班	1週間~		
1-4	農林業の緊急支援資金に関する広報資 料を作成する	農政班	1週間		
2 農林	・ 木業の緊急支援資金に係る相談に対応する	)			
2-1	被災者の相談に統一的に対応するため に、関係機関や県(農業技術課)と協議 し、相談・指導内容について協議を行う	農政班	1週間	県	
2-2	相談窓口において、各種相談、申請を 受付ける	農政班	1週間		
2-3	相談、申請内容に応じて、適切な指導・ 助言等を行うとともに、必要な手続を 行う	農政班	1週間		
2-4	相談、申請情報を一元的に管理する	農政班	1週間~		
天災融資法による融資制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		日本政策金融公	公庫の融資制	度	

### 第2 商工業の再建支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 商	工業者の再建資金に係る相談窓口を開設す	<del>-</del> る			
1-1	県(産業政策課)や関係機関と連携して、商工業者の再建資金に関する制度 利用条件や手続を把握する	観光商工班	1週間~	県、市商 工会	
1-2	商工業者の再建資金に係る相談体制を 確立する	観光商工班	1週間 ~		
1-3	市役所本館に商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	観光商工班	1週間~		
1-4	商工業者の再建資金に関する広報資料 を作成する	観光商工班	1週間~		
2 商]	工業者の再建資金に係る相談に対応する				
2-1	被災者の相談に統一的に対応するため に、関係機関や県と協議し、相談・指導 内容について協議を行う	観光商工班	1週間~	県	
2-2	相談窓口において、各種相談、申請を 受付ける	観光商工班	1週間~		
2-3	相談、申請内容に応じて、適切な指導・ 助言等を行うとともに、必要な手続を 行う	観光商工班	1週間		
2-4	相談、申請情報を一元的に管理する	観光商工班	2週間		
日本政策	金融公庫の融資制度	山梨県融資メニ	ニュー一覧		

## 第8節 公共施設の災害復旧

## 第1 災害復旧に係る財政援助

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 災害	<b>客復旧事業の補助を受けるための災害申請</b>	<b>手を行う</b>			
1 - 1	被災した所管する施設の災害復旧に関	施設を所管	1週間		
	する現地調査を実施する	する各班※	~		
1-2	災害発生後1か月以内に災害状況報告	施設を所管	1 週間	県	
	書を作成し、県の担当事業課に報告す	する各班※	~		
	る				
1-3	災害復旧に係る事業の決定を受けるた	施設を所管	1 週間		
	めの査定計画を作成する	する各班**	~		
1-4	災害発生後60日以内かつ査定前に国	施設を所管	1 週間		
	庫負担に関する交付申請書を作成し、	する各班**	$\sim$		
	提出する				
1 - 5	災害査定に立会い、現場において被害	施設を所管	1 週間		
	状況、申請工事内容等必要な説明を行	する各班※	~		
	う				
2 資金	全計画を策定する				
2-1	応急対策、復旧対策に関する予算の設	施設を所管	1週間		
	置、災害関連財政支出の管理、被害総	する各班※	~		
	額の集計等の一連の災害財務に関する				
	担当者を配置する				
2-2	災害応急対策及び災害復旧事業の実施	施設を所管	1 週間		
	に必要な経費を調査し、全体の資金量	する各班*	~		
	を把握する				
2-3	活用可能な各種災害復旧事業制度等を	施設を所管	1週間		
	把握する	する各班*	$\sim$		
2-4	各種災害復旧事業制度、地方債制度及	施設を所管	1 週間		
	び地方交付税制度等を踏まえ、資金計	する各班※	~		
	画を策定する				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 必要	<b>長に応じて、復旧・復興財源を確保する</b>				
3-1	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に	財政班	2週間		
	係る地方債の元利償還金の算入、特別		~		
	交付税の交付及び起債等、地方財政措				
	置制度に基づき必要な措置を講ずる				
3-2	現行の法制度に基づく事業制度及び措	財政班	2週間		
	置等では十分な対応が図れないとき		~		
	は、国へ特別措置等を要望する				
3-3	一時的に資金が不足するときは、金融	財政班	1 か月		
	機関からの一時借入金又は地方財務局		~		
	からの災害応急融資により、必要資金				
	を確保する				
3-4	必要に応じて、復興基金を設立する	財政班	1 か月		
			~		
災害復旧	事業(補助)の概要	復旧・復興ハン		内閣府)	

#### ※施設を所管する班

資源管理班:本庁舎情報班:各支所環境班:環境衛生施設農政班:農林業施設土木班:公共土木・都市施設住宅班:公営住宅水道班:水道施設下水道班:下水道施設

福祉班、保育班:社会福祉施設 救護班:医療施設

学校教育班:学校教育施設 生涯学習班:社会教育施設

### 第2 公共施設の復旧事業の推進

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要	
1 災害	1 災害復旧事業計画を策定する					
1-1	補助事業の適用を受けた被災所管施設 の災害復旧事業計画を策定する	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
1-2	災害復旧事業の発注準備を行い、施工 業者を決定する	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
1-3	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
1-4	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業 費を精算する	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
2 災害	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -					
2-1	補助事業の適用を受けた被災所管施設 の災害復旧事業計画を策定する	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
2-2	災害復旧事業の発注準備を行い、施工 業者を決定する	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
2-3	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	施設を所管する各班**	1 か月 ~			
2-4	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業 費を精算する	施設を所管する各班**	1 か月 ~			

#### ※施設を所管する班

資源管理班:本庁舎情報班:各支所環境班:環境衛生施設農政班:農林業施設土木班:公共土木・都市施設住宅班:公営住宅水道班:水道施設下水道班:下水道施設

 福祉班、保育班:社会福祉施設
 救護班:保健センター

 学校教育班:学校教育施設
 生涯学習班:社会教育施設

## 第3 災害復興

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害	<b>F復興方針を作成する</b>				
1 – 1	市災害対策本部の決定を受け、災害復	情報班	2週間		
	興本部を組織化する		$\sim$		
1-2	災害復興本部に災害復興計画策定のプ	情報班	2週間		
	ロジェクトチームを設置する		~		
1-3	学識経験者、住民等の参画を得ながら、	情報班	1 か月		
	災害復興検討委員会を設置する		~		
1-4	災害復興検討委員会において、災害復	情報班	1 か月		
	興方針を作成する		$\sim$		
2 災害	F復興計画を策定する	T		I	
2-1	災害復興方針にしたがい、災害復興計	情報班	1 か月		
	画案を策定する		$\sim$		
2-2	災害復興計画案を災害復興本部会議に	情報班	1 か月		
	諮り、計画決定する		~		
2-3	災害復興計画を住民に公表する	情報班	1 か月		
			$\sim$		
					_
3 災害	<b>『復興事業を推進する</b>			I	
3-1	災害復興計画にしたがい、分野ごとの	情報班	1 か月		
	事業計画を策定する		$\sim$		
3-2	特に人材の不足が予想される部門・職	情報班	1 か月		
	種に対して、庁内から弾力的、集中的		~		
	に職員を配置する				
3-3	必要に応じて、県各部局受援担当に他	情報班	1 か月		
	地方公共団体への職員の派遣要請を行		$\sim$		
	う				

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	各部の実施する災害復興事業の進捗を 確認し、災害復興状況を整理する	情報班	1 か月 ~		
3-5	災害復興状況を県及び関係機関に報告 する	情報班	1 か月 ~		
3-6	災害復興状況を住民に広報する	情報班	1 か月 ~		